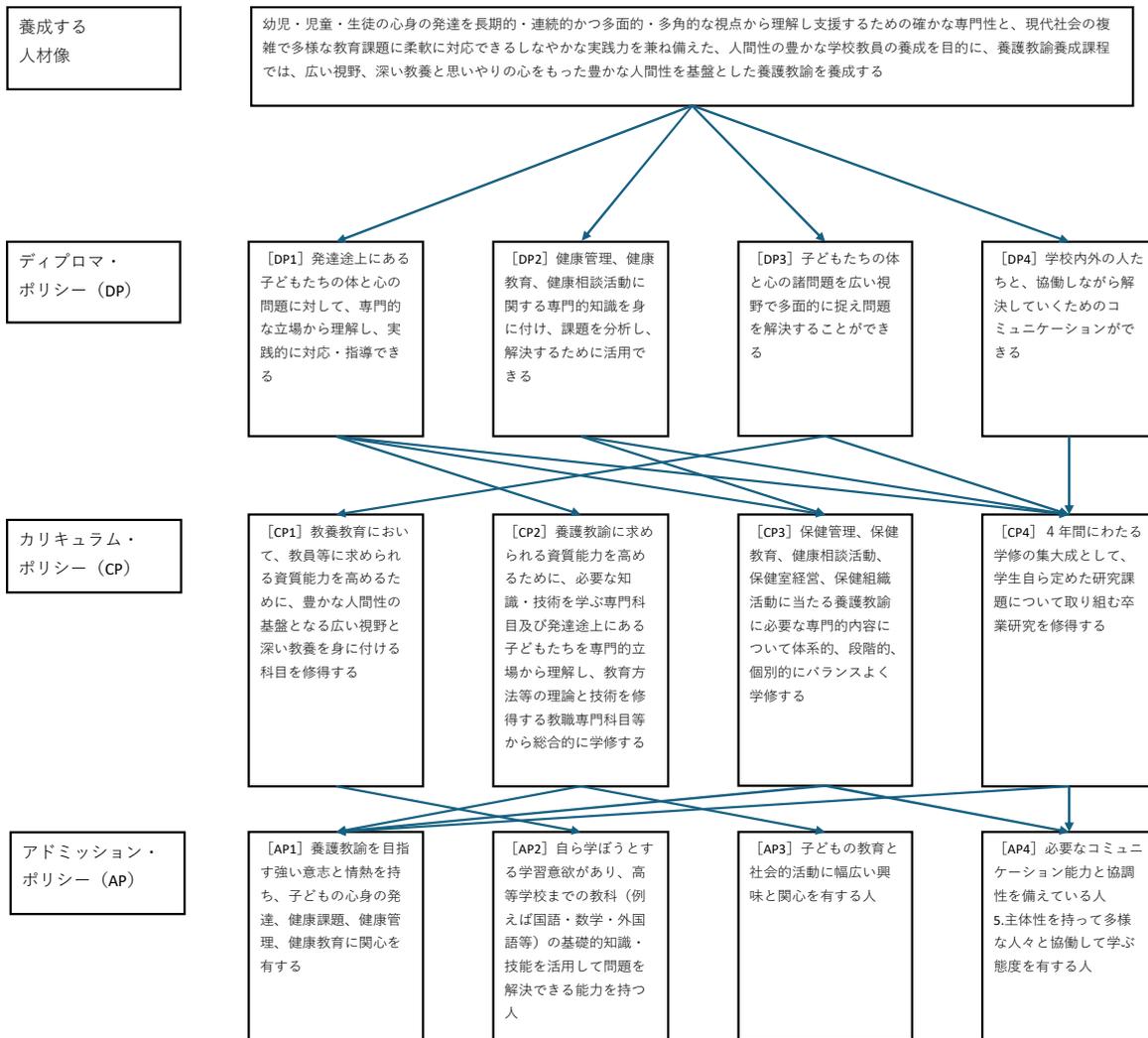


資料目次

資料 1	教育学部養護教諭養成課程 養成する人材像及び3つのポリシーの相関	P. 3
資料 2	養護教諭養成課程の科目構成、単位数、配当年次	P. 4
資料 3	カリキュラムマップ	P. 6
資料 4	教養教育科目の各科目群の実施方針	P. 8
資料 5	履修モデル	P. 9
資料 6	実習施設一覧（臨床実習以外）	P. 10
資料 7	教育実習受入承諾書	P. 19
資料 8	成績評価票	P. 25
資料 9	臨床実習受入承諾書	P. 26
資料 10	国立大学法人熊本大学職員就業規則	P. 28
資料 11	国立大学法人熊本大学教員選考基準	P. 48
資料 12	教育学部及び教育学研究科教員選考基準	P. 51
資料 13	熊本大学黒髪北地区配置図	P. 57
資料 14	熊本大学教育学部利用教室等配置図	P. 59
資料 15	熊本大学教授会規則	P. 78
資料 16	熊本大学教育学部教授会規則	P. 81
資料 17	教育学部教授会の下に設置する各種委員会	P. 83
資料 18	国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則	P. 84
資料 19	国立大学法人熊本大学大学評価会議規則	P. 87
資料 20	熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則	P. 90
資料 21	熊本大学学士課程教育に期待される学修成果	P. 93
資料 22	キャリア科目 17	P. 94
資料 23	カリキュラムツリー	P. 97
資料 24	教職実践基礎セミナー	P. 98
資料 25	第 73 回熊本大学教育学部体育祭概要	P. 100
資料 26	ものづくりフェア	P. 102
資料 27	熊本・学びの最前線	P. 103
資料 28	教育実践研究指導法演習	P. 105
資料 29	教育臨床体験演習	P. 106
資料 30	教職実践演習	P. 107
資料 31	教員インターンシップ研修事業	P. 109
資料 32	熊本大学教育学部における就職支援の取組の紹介	P. 110
資料 33	2・3 年次学生を対象とする教員採用試験対策講座	P. 111

資料 34	4 年次学生を対象とする教員採用試験対策講座	P. 112
資料 35	令和 6 年度教職フォーラム開催要項	P. 113
資料 36	熊本大学教育学部厚生・就職委員会内規及び運営要項	P. 114
資料 37	学生支援相談室	P. 117
資料 38	熊本大学進路支援委員会規則	P. 118
資料 39	熊本大学就活サポートガイド	P. 120
資料 40	熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター規則、熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター地域連携・教職支援部門専門委員会細則	P. 122
資料 41	熊本大学教育学部と熊本市教育委員会との連携協力に関する協定書、熊本大学教育学部と熊本市教育委員会との連携協力会議設置要綱	P. 126
資料 42	熊本大学教育学部と熊本県教育委員会との教育連絡協議会要項	P. 129
資料 43	福岡市・熊本大学教員養成にかかる連携・協力協定書	P. 131

教育学部養護教諭養成課程 養成する人材像及び3つのポリシーの相関



(1) 養護教育コースの科目構成、単位数、配当年次

教育の基礎的理解に関する科目等					
授業科目の名称	主要授業科目	単位数			配当年次
		必修	選択	自由	
教育原理A (理念及び思想)	○	1			1前
教育原理B (歴史・制度)	○	1			1前
教職入門	○	2			1前
現代の教育と社会A	○	1			1後
現代の教育と社会B	○	1			1後
教育心理学A (学習)	○	1			1前
教育心理学B (発達)	○	1			1前
特別支援教育の基礎	○	1			3前
特別支援教育の展開	○	1			3前
教育課程論	○	1			2後
道德教育の理論	○	1			2後
道德教育の実践	○	1			2後
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	○	2			2前
教育方法学	○	1			2前
教育とICT活用	○	1			2前
生徒指導と学校カウンセリング	○	2			2後
教育相談の理論及び方法	○	1			3前
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			1		3前
事前・事後指導			1		3・4通
中等教育実習Ⅰ			2		3・4通
中等教育実習Ⅱ			2		3・4通
養護実習	○	5			3・4通
教職実践演習 (養)	○	2			4通
教職実践演習 (幼・小・中・高)			2		4通

養護に関する科目					
授業科目の名称	主要授業科目	単位数			配当年次
		必修	選択	自由	
基礎医科学	解剖学	○	2		1前
	生理学	○	2		1後
	生理学実習			2	2前
	微生物学・免疫学	○	2		2前
	薬理学	○	2		2後
	病理学			2	2前
	生化学			2	1後
	栄養学(食品学を含む。)	○	2		2通
臨床医科学・看護学	看護学概説Ⅰ	○	2		2後
	看護学概説Ⅱ	○	1		3①
	看護学概説Ⅲ			1	3②
	看護学実習Ⅰ	○	1		3①
	看護学実習Ⅱ	○	1		3②
	内科学			2	2後
	皮膚科学			1	2後
	小児科学			2	3①
	外科学	○	1		2前
	整形外科			1	2後
	眼科学			1	2後
	歯科学			1	2前
	耳鼻咽喉科学			1	2後
	産婦人科学			1	2前
	精神保健学	○	2		3前
	臨床実習Ⅰ	○	3		3後
臨床実習Ⅱ			1	4後	
教育保険	学校保健Ⅰ(小児保健を含む。)	○	2		2前
	学校保健Ⅱ			1	2後
	学校保健Ⅲ			1	4前

養護学概論Ⅰ	○	2			1前
養護学概論Ⅱ	○	2			2前
衛生学	○	2			1前
公衆衛生学Ⅰ	○	2			1後
公衆衛生学Ⅱ			1		2後
公衆衛生学実習			2		3前
予防医学	○	1			3②
学校救急処置Ⅰ	○	1			3①
学校救急処置Ⅱ	○	1			3②
学校安全	○	1			3④
健康相談活動の理論	○	2			3前
健康相談活動の方法			2		3前

教科の指導法

授業科目の名称	主要授業科目	単位数			配当年次
		必修	選択	自由	
中等保健科指導法Ⅰ	○	2			2後
中等保健科指導法Ⅱ	○	2			3前
中等保健科指導法Ⅲ			2		3後
中等保健科指導法Ⅳ			2		3後
性に関する指導			1		3・4後

大学が独自に設定する科目

授業科目の名称	主要授業科目	単位数			配当年次
		必修	選択	自由	
教育実践研究指導法演習			2		2・3・4後
教育臨床体験演習			2		3前
教職実践基礎セミナー	○		2		1通
熊本・学びの最前線	○		2		1後
日本語教育指導探究	○		2		3前
地域教育課題探究	○		2		3後
グローバル教育課題探究	○		2		3後
人権教育論			2		3④
教職保健			2		3後
教育評価			2		3後
学校経営学			2		3後
児童・生徒の性的問題に係る教育支援			2		3後

卒業研究

卒業研究	○	6			4通
------	---	---	--	--	----

教育学部養護教諭養成課程 カリキュラム・マップ

科目区分	年次	科目名	主専攻	単位数	学修成果								
					1	2	3	4	5	6	7		
			豊かな教養		確かな専門性	創造的な知性	社会的な実践力	グローバルな視野	情報通信技術の活用力	汎用的な知力			
			必選区分		◎学修成果の各項目と強い相関があるもの ○学修成果の各項目と中程度の相関があるもの								
養護に関する科目	基礎医科学	1 解剖学	必修	2.0	○	◎	○					○	
		1 生理学	必修	2.0	○	◎	○					○	
		2 生理学実習	選択	2.0	○	◎	○					○	
		2 微生物学・免疫学	必修	2.0	◎	◎		○	○			○	
		2 薬理学	必修	2.0	○	◎							
		2 病理学	選択	2.0	○	◎	○	○				○	
		1 生化学	選択	2.0	○	◎	○					○	
	2 栄養学(食品学を含む。)	必修	2.0	○	◎		○				○		
	臨床医科学・看護学	2 看護学概説Ⅰ	必修	2.0	○	◎	○						
		3 看護学概説Ⅱ	必修	1.0	○	◎	○	○					
		3 看護学概説Ⅲ	選択	1.0	○	◎	○	○					
		3 看護学実習Ⅰ	必修	1.0	○	◎	○	○					
		3 看護学実習Ⅱ	必修	1.0		◎	○	○					
		2 内科学	選択	2.0	○	◎	○	○				○	
		2 皮膚科学	選択	1.0		◎						◎	
		3 小児科学	選択	2.0		◎		○					
		2 外科学	必修	1.0	○	◎							
		2 整形外科	選択	1.0	◎	◎							
		2 眼科学	選択	1.0		◎		○					
		2 歯科学	選択	1.0	○	◎							
		2 耳鼻咽喉科学	選択	1.0		◎		◎					
		2 産婦人科学	選択	1.0		◎		○	○			○	
		3 精神保健学	必修	2.0	◎	◎						◎	
		3 臨床実習Ⅰ	必修	3.0		◎		◎					
		4 臨床実習Ⅱ	選択	1.0		◎		◎					
		養護に関する科目	教育保健	2 学校保健Ⅰ(小児保健を含む。)	必修	2.0		◎		○			
2 学校保健Ⅱ				選択	1.0		◎	○	○				
4 学校保健Ⅲ	選択			1.0		◎		○					
1 養護学概論Ⅰ	必修			2.0		◎		○					
2 養護学概論Ⅱ	必修			2.0		◎		○					
1 衛生学	必修			2.0	○	◎						○	
1 公衆衛生学Ⅰ	必修			2.0	○	◎		○	○				
2 公衆衛生学Ⅱ	選択			1.0	○	◎		○					
3 公衆衛生学実習	選択			2.0	○	◎	○	◎				○	
3 予防医学	必修			1.0		◎		○					
3 学校救急処置Ⅰ	必修			1.0		◎	○	○					
3 学校救急処置Ⅱ	必修			1.0		◎	○	○					
3 学校安全	必修			1.0		◎	○	○					

	3	健康相談活動の理論	必修	2.0		◎		○			
	3	健康相談活動の方法	選択	2.0		◎		○			○
教科の指導法	2	中等保健科指導法Ⅰ	必修	2.0		◎		○		○	○
	3	中等保健科指導法Ⅱ	必修	2.0		◎		○		○	○
	3	中等保健科指導法Ⅲ	選択	2.0		◎		○		○	○
	3	中等保健科指導法Ⅳ	選択	2.0		◎		○		○	○
	3・4	性に関する指導	選択	1.0		◎	○				
教育の基礎的理解に関する科目等	1	教育原理A（理念及び思想）	必修	1.0	◎	◎	◎		○		
	1	教育原理B（歴史・制度）	必修	1.0			○	○		○	○
	1	教職入門	必修	2.0			○	○		○	○
	1	現代の教育と社会A	必修	1.0	◎	◎		◎	○		
	1	現代の教育と社会B	必修	1.0			○	○		○	○
	1	教育心理学A（学習）	必修	1.0			○	○		○	○
	1	教育心理学B（発達）	必修	1.0	○	◎	○	○			○
	3	特別支援教育の基礎	必修	1.0			○	○		○	○
	3	特別支援教育の展開	必修	1.0		◎		○			
	2	教育課程論	必修	1.0		◎		○			
	2	道徳教育の理論	必修	1.0	○	○	○	○	○		◎
	2	道徳教育の実践	必修	1.0			○	○		○	○
	2	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	必修	2.0		◎	◎	◎			
	2	教育方法学	必修	1.0			○	○		○	○
	2	教育とICT活用	必修	1.0		○		○		◎	
	2	生徒指導と学校カウンセリング	必修	2.0			○	○		○	○
	3	教育相談の理論及び方法	必修	1.0	○	◎	○	○			○
	3	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	必修	1.0	○	◎	○	○			○
	3・4	事前・事後指導	選択	1.0		○		◎			
	3・4	中等教育実習Ⅰ	選択	2.0		○	○	◎			
	3・4	中等教育実習Ⅱ	選択	2.0		○	○	◎			
	3・4	養護実習	必修	5.0		◎		○		○	○
	4	教職実践演習（養護教諭）	必修	2.0		◎		○		○	○
4	教職実践演習（幼・小・中・高）	選択	2.0				○				
大学が独自に設定する科目	2・3・4	教育実践研究指導法演習	選択	2.0			◎	◎			
	3	教育臨床体験演習	選択	2.0		○	○	◎			○
	1	教職実践基礎セミナー	選択	2.0	◎	○	○				
	1	熊本・学びの最前線	選択	2.0		○	○	○		◎	
	3	日本語教育指導探究	選択	2.0		○	○	○	◎		
	3	地域教育課題探究	選択	2.0		○	○	◎			
	3	グローバル教育課題探究	選択	2.0		○	○	○	◎		
	3	人権教育論	選択	2.0	◎	◎	◎	○	○		
	3	教職保健	選択	2.0		◎	○	○			○
	3	教育評価	選択	2.0		○		○			◎
	3	学校経営学	選択	2.0		◎		◎			◎
	3	児童・生徒の性的問題に係る教育支援	選択	2.0	○	◎		○			○

【資料4】教養教育科目の各科目群の実施方針

外国語科目	国際理解を深め専門知識習得の基礎的手段として重要な外国語力を身につけ、複眼的視点から国際社会を見る眼を培う
情報科目	情報通信技術を活用した情報処理能力、データサイエンスの基礎能力を身に付けるだけでなく、ネットワーク社会において不可欠な情報倫理・情報セキュリティについても学ぶ
理系基礎科目	数学、物理学、化学などの基礎をより普遍的な知識として身につけ、各分野への柔軟な応用能力を獲得する
体育・スポーツ科学科目	スポーツという文化活動を科学的に学び、それを実践することにより、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を身につける
リベラルアーツ科目	伝統的な学問の諸分野についてバランスよく学び、各分野に特有な考え方や方法を知る
現代教養科目	現代社会のダイナミズムに幅広く触れ、未来への希望と学問に対する意欲を高める
Multidisciplinary Studies	現代社会が提起する問題をグローバルな視点から総合的に考える力を身につけるとともに、柔軟かつ論理的な思考力・分析力・英語コミュニケーション力を高める
日本国憲法科目	中学や高校で学んできた日本国憲法の三原則（国民主権・平和主義・基本的人権の尊重）や、立法・行政・司法の三権分立の仕組みなどの既習内容の体系化をはかり有機的に連関させることにより、教職者としての専門教養を身に付ける

養護教諭養成課程養護教育コース養護教育専攻所属し、養護教諭を取得する場合の履修モデル

年次	学期	教養教育	専門教育						卒業研究等
			教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する 科目	教科及び教科の指導法に関する科目		
			教育の基礎的理解に関する科目【必修】	道德、総合的な学習の時間等に関する科目【必修】	教育実践に関する科目【必修】		養護に関する科目【必修】	教科の指導法(中・高)	
1	前	外国語科目 情報科目 教養科目 体育・スポーツ科学科目	教育原理A 教育原理B 教育心理学A 教育心理学B		実習オリエンテーション 観察実習		解剖学 養護学概論Ⅰ 衛生学		
	後		教職入門 現代の教育と社会A 現代の教育と社会B			熊本・学びの最前線	生理学 公衆衛生学Ⅰ		
2	前		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 教育方法学 教育とICT活用		実習オリエンテーション 体験実習		微生物学・免疫学 栄養学(食品学を含む。) 外科学 学校保健Ⅰ(小児保健を含む。) 養護学概論Ⅱ	中等保健科指導法Ⅰ	
	後		教育課程論	道德教育の理論 道德教育の実践 生徒指導と学校カウンセリング			薬理学 看護学概説Ⅰ	中等保健科指導法Ⅱ	
3	前	特別支援教育の基礎 特別支援教育の展開	教育相談の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	実習オリエンテーション 中等教育実習(附属小/中学校) 養護実習	教育臨床体験演習 人権教育論	看護学概説Ⅱ 看護学実習Ⅰ 看護学実習Ⅱ 健康相談活動の理論 精神保健学 予防医学 学校救急処置Ⅰ 学校救急処置Ⅱ	中等保健科指導法Ⅲ		
	後			養護実習	教育実践研究指導法演習 教育評価 学校経営学 教職保健	臨床実習Ⅰ 学校安全	中等保健科指導法Ⅳ		
4	前			実習オリエンテーション 中等教育実習 事後指導 教職実践演習(幼・小・中・高) 教職実践演習(養護教諭)				卒業研究	
	後			教職実践演習(幼・小・中・高) 教職実践演習(養護教諭)					
計 124/124単位		27	11	10	7 中高免許7	11	37	中高免許8	6

実習施設一覧（臨床実習以外）※学校数・学級数は令和6年度

区分	学校数	学級数	実習担当
教育学部附属幼稚園	1	5	1～4年次（観察実習、副免実習を含む附属校実習）
教育学部附属小学校	1	18	
教育学部附属中学校	1	12	
教育学部附属特別支援学校	1	9	
公立小学校（熊本市内）	92	—	3年次（1校あたり1～10名）
公立中学校（熊本市内）	42	—	
公立小学校（熊本市外）	実習生の希望に基づき、自宅等から通うことのできる学校に担当。		
公立中学校（熊本市外）			

熊本大学 教育学部

教育実習成績評価票（養護教育コース）

年度

入学年度	学 生 番 号	学 生 氏 名	コ ー ス			
			養護教育コース			
実習内容	項 目	項 目 の 主 な 観 点			評 価	
観察・参加	1. 教職員・実習生との協力	教職員からの指導講話や指導助言を積極的に受け入れた。教職員や実習生と協力し、職員作業や授業研究会の準備に参加した。				
	2. 検討会・反省会	授業研究会や反省会に参加し、積極的に意見を述べ、自己評価を行った。その結果を整理するとともに、指導力量の向上に生かした。				
指 導	保 健 教 育	3. 教材研究および準備	教材研究に取り組み、必要な教材・教具・資料づくり、板書計画などができた。児童・生徒の実態に即した指導計画を作成し、適切な指導を行うことができた。			
		4. 集 団 指 導	集団を対象とした保健指導や保健学習を適切に行うことができた。保健日より、掲示物などの保健指導資料を作成し、資料提供を積極的に行った。			
		5. 個 別 指 導	児童・生徒の心身の健康状態や行動を観察・把握し、ニーズに応じた保健指導を、適切に行うことができた。			
	保 健 管 理	6. 対 人 管 理	日常の救急処置を的確に行い、健康観察、健康診断、健康相談活動、疾病・伝染病予防など、児童・生徒の心身の管理に関わる職務を適切に行うことができた。			
		7. 対 物 管 理	校内巡視や安全点検、掃除指導などを積極的に行い、学校環境衛生活動に関わる職務を適切に行うことができた。			
保 経 健 室 営 営	8. 保 健 室 経 営	学校教育目標、学校保健計画を踏まえた保健室経営計画を理解し、教職員との連携を図りながら、適切な保健室の管理、運営を行うことができた。				
	勤務状況	9. 勤 務 状 況	教員としてふさわしい服装・髪型・言葉づかいなどで児童・生徒と接することができた。事前に届けが出ている用件以外での遅刻・欠勤がなく、実習に専念した。			
10. 報 告 書 ・ 諸 届 け		報告書や諸届けを期日までに提出した。観察したことを整理し、自分なりに観点を絞り、検討会での意見や実習の成果を踏まえて、報告書をまとめた。				
合 計						
評価理由	（観点別評価で「1」または「2」がある場合や、評価の合計が30点未満の場合は、必ず、その理由を記載してください。）					
出勤状況	出勤日数	欠勤日数	遅刻日数	早退日数	備 考（欠勤・遅刻・早退の理由等を記入願います）	
配当学級	学 年	組	上記のとおり相違ないことを証明する			
学級指導教諭名			年 月 日			
指導養護教諭名			学 校 名			
			学 校 長 名	職 印		

※「評価」は「項目の主な観点」を参照のうえ、5(秀・優)、4(良)、3(可)、2(不可:劣る)、1(不可:非常に劣る)の評点を記入してください。

○国立大学法人熊本大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 24 号)

改正 平成 17 年 1 月 14 日規則第 8 号 平成 17 年 3 月 24 日規則第 64 号 平成 17 年 11 月 24 日規則第 127 号
 平成 18 年 3 月 23 日規則第 75 号 平成 19 年 3 月 26 日規則第 85 号 平成 20 年 3 月 6 日規則第 52 号
 平成 20 年 3 月 28 日規則第 103 号 平成 20 年 9 月 29 日規則第 241 号 平成 20 年 12 月 3 日規則第 264 号
 平成 21 年 1 月 28 日規則第 3 号 平成 21 年 3 月 27 日規則第 128 号 平成 22 年 3 月 30 日規則第 46 号
 平成 23 年 3 月 24 日規則第 41 号 平成 26 年 3 月 27 日規則第 25 号 平成 27 年 9 月 24 日規則第 266 号
 平成 28 年 4 月 28 日規則第 302 号 平成 28 年 12 月 22 日規則第 455 号 平成 29 年 6 月 22 日規則第 195 号
 平成 29 年 9 月 28 日規則第 220 号 平成 29 年 10 月 26 日規則第 229 号 平成 30 年 3 月 22 日規則第 55 号
 平成 31 年 3 月 28 日規則第 63 号 令和元年 12 月 26 日規則第 404 号 令和 3 年 3 月 24 日規則第 55 号
 令和 4 年 3 月 24 日規則第 36 号 令和 5 年 3 月 23 日規則第 101 号 令和 6 年 3 月 28 日規則第 162 号
 令和 7 年 3 月 27 日規則第 51 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 人事
 - 第 1 節 採用(第 7 条—第 9 条)
 - 第 2 節 昇任及び降任(第 10 条—第 11 条の 7)
 - 第 3 節 配置換等(第 12 条・第 13 条)
 - 第 4 節 休職(第 14 条—第 18 条)
 - 第 5 節 退職及び解雇等(第 19 条—第 27 条)
- 第 3 章 給与(第 28 条)
- 第 4 章 退職手当(第 29 条)
- 第 5 章 服務(第 30 条—第 37 条)
- 第 6 章 勤務時間、休日及び休暇、育児休業等
 - 第 1 節 勤務時間等(第 38 条—第 44 条)
 - 第 2 節 休日及び休暇(第 45 条—第 49 条)
 - 第 3 節 育児休業等(第 50 条—第 52 条の 2)
- 第 7 章 研修(第 53 条)
- 第 8 章 人事評価(第 53 条の 2)
- 第 9 章 表彰及び懲戒
 - 第 1 節 表彰(第 54 条)
 - 第 2 節 懲戒等(第 55 条—第 58 条)
- 第 10 章 安全衛生(第 59 条・第 60 条)
- 第 11 章 出張及び旅費(第 61 条)
- 第 12 章 共済(第 62 条)
- 第 13 章 保険及び災害補償(第 63 条・第 64 条)

- 第14章 知的財産権(第65条)
- 第15章 苦情処理(第66条)
- 第16章 その他(第67条・第68条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)に勤務する職員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の区分及び職種等)

第2条 本学の職員の区分は、次に掲げるものとし、その職種又は職名は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 教育職員

教授、准教授、講師、助教、助手、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭

(2) 一般職員

事務職員、技術職員、図書職員、研究支援職員、教務職員、技能職員、労務職員

(3) 医療職員

病院長、医療技術職員、看護職員

(4) 有期雇用職員

事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員、非常勤支援員、臨時用務員、非常勤教員、非常勤研究員、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、医員、医員(研修医)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師

(5) 無期転換職員

事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員、非常勤支援員、臨時用務員、非常勤教員、非常勤研究員、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、医員、医員(研修医)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師

(6) 再雇用職員

一般再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員、有期再雇用職員

(7) 個別契約職員

寄附講座教員、その他の個別契約職員

(適用範囲)

第3条 この規則は、前条第1号から第3号までの職員に適用する。

2 前条第4号及び第5号の職員並びに前条第6号の有期再雇用職員の就業等に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学有期雇用職員就業規則(平成16年4月1日制定)による。

- 3 前条第 6 号の一般再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員の就業等に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学再雇用職員就業規則(平成 19 年 4 月 1 日制定)による。
- 4 前条第 7 号の職員へのこの規則の適用条項の範囲については、個別の契約書によって定める。
(権限の委任)

第 4 条 国立大学法人熊本大学の長(以下「学長」という。)は、この規則に規定する権限の一部を学長が指定する者に委任することができる。

(法令との関係)

第 5 条 この規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令の定めるところによる。

(遵守遂行)

第 6 条 本学及び職員(第 2 条第 1 号から第 3 号までの職員をいう。以下同じ。)は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その遂行に努めなければならない。

第 2 章 人事

第 1 節 採用

(採用)

第 7 条 職員の採用は、選考による。

2 職員の採用の際の選考に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員雇用規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「職員雇用規則」という。)による。

(無期労働契約への転換)

第 7 条の 2 職員雇用規則第 7 条及び第 8 条の規定により任期を定めて採用された職員のうち、平成 25 年 4 月 1 日以後に締結された 2 以上の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。以下同じ。)の契約期間を通算した期間(労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 18 条第 2 項、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 15 条の 2 第 2 項及び大学の教員等の任期に関する法律(平成 9 年法律第 82 号)第 7 条第 2 項の規定により労働契約法第 18 条第 1 項に規定する通算契約期間に算入しないこととされている期間を除く。)が 5 年(教授、准教授、講師、助教及び助手にあっては 10 年)を超えるものが、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の 30 日前までに、当該満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)の締結の申込みをした場合は、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から無期労働契約に転換する。

2 前項の場合において、無期労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く。))について別段の定めがある部分を除く。)とする。

(労働条件の明示)

第 8 条 学長は、職員の採用に際し、次に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- (3) 就業の場所及び従事すべき職務に関する事項

- (4) 給与の決定、計算及び支払いの方法、給与の締切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項
 - (5) 始業及び終業の時刻、勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
 - (6) 職員を2組以上に分けて交替に就業させる場合の就業時転換に関する事項
 - (7) 退職及び解雇に関する事項
 - (8) その他必要な事項
- (試用期間)

第9条 職員として採用された者には、採用の日から6か月の試用期間(以下「試用期間」という。)を設ける。ただし、学長が必要と認めるときは、試用期間を変更し、又は設けないことができる。

- 2 学長は、試用期間中に職員として必要な適格性を欠くと認められた場合には、試用期間満了時まで解雇することができる。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。
- 4 職員の試用期間に関し必要な事項は、別に定める職員雇用規則による。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第10条 職員の昇任は、選考による。

- 2 職員の昇任に関し必要な事項は、別に定める職員雇用規則による。

(意に反する降任)

第11条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを降任させることができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他職務の遂行に必要な適格性を欠く場合

- 2 前項の降任に関し必要な事項は、別に定める職員雇用規則による。

(管理監督職等勤務上限年齢による降任)

第11条の2 学長は、管理監督職及び管理監督職に準ずる職(以下「管理監督職等」という。)を占める職員でその占める管理監督職等に係る管理監督職等勤務上限年齢(以下「役職定年」という。)に達している職員について、当該役職定年に達した日の翌日以後における最初の4月1日に、管理監督職を占める職員にあっては管理監督職以外の職へ、管理監督職に準ずる職を占める職員にあっては管理監督職に準ずる職以外の職への降任をするものとする。

- 2 管理監督職等の職員区分、職種及び職名は、別表のとおりとする。
- 3 第1項の役職定年は、年齢60年とする。
- 4 第1項の規定による降任については、人事計画その他の事情を考慮した上で、できる限り上位の職制上の段階の職に任命するものとする。

(管理監督職等への雇用の制限)

第 11 条の 3 学長は、採用又は昇任しようとする管理監督職等に係る役職定年に達している者を、その者が当該管理監督職等を占めているものとした場合における役職定年に達した日の翌日以後における最初の 4 月 1 日の翌日(前条の規定により降任をされた職員にあっては、当該降任をされた日)以後、当該管理監督職等に採用又は昇任することができない。

(適用除外)

第 11 条の 4 前 2 条の規定は、国立大学法人熊本大学職員の任期に関する規則(平成 17 年 1 月 14 日制定。以下「職員任期規則」という。)により任期を定めて採用される職員には適用しない。

(役職定年による降任及び管理監督職等への雇用の制限の特例)

第 11 条の 5 学長は、第 11 条の 2 の規定により、管理監督職以外の職への降任をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢構成その他の特別の事情がある管理監督職として別に定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の管理監督職以外の職への降任により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより職務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として別に定める事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る役職定年に達した日の翌日以後における最初の 4 月 1 日から起算して 1 年を超えない期間内で管理監督職としての期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に採用し、降任し、又は配置換すること(以下「特例雇用」という。)ができる。

2 学長は、前項又はこの項の規定により特例雇用の期間(前項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該特例雇用の期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない当該年度の期間内で延長された当該特例雇用の期間を更に延長することができる。ただし、第 21 条第 2 項に規定する定年による退職の日を超えて更に延長することはできない。(特例雇用に係る職員の同意)

第 11 条の 6 学長は、前条の規定により特例雇用をする場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(特例雇用事由が消滅した場合の措置)

第 11 条の 7 学長は、第 11 条の 5 の規定により特例雇用をした場合において、当該特例雇用の期間の末日の到来前に当該特例雇用の事由が消滅したときは、管理監督職以外の職に降任をするものとする。

第 3 節 配置換等

(配置換等)

第 12 条 職員は、組織又は業務上の必要により、配置換(職種換を含む。)、出向又は併任(以下「配置換等」という。)を命ぜられることがある。

2 配置換等を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

3 職員の出向に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員出向規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)及び国立大学法人熊本大学クロスポイントメント制度に関する規則(平成 30 年 3 月 22 日制定)による。

(赴任)

第 13 条 赴任の命令を受けた職員は、その命令を受けた日から、次に掲げる期間内に赴任しなければならない。ただし、当該期間内に赴任できないときは、その理由を付して学長の承認を得なければならない。

(1) 住居移転を伴わない場合 即日

(2) 住居移転を伴う場合 7 日以内

第 4 節 休職

(休職)

第 14 条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、休職とすることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合

(3) 学校、研究所等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等に従事する場合

(4) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(5) 我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づき、職員を派遣する場合

(6) 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、本学教育職員の研究成果を活用する事業を実施する企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、本学の職務に従事することができないと認められる場合

(7) 労働組合の業務に専従する場合

(8) その他特別の事由により休職とすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

(休職期間)

第 15 条 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 8 号までに掲げる事由による休職の期間は、3 年を超えない範囲内において、職員雇用規則により定める。この場合において、休職の期間が 3 年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第 1 項第 2 号に掲げる事由による休職の期間は、職務の正常な遂行に支障をきたすと判断される期間とする。

(休職中の身分等)

第 16 条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 休職者は、その休職の期間中、原則として給与を受けることができない。ただし、別に定める国立大学法人熊本大学職員給与規則(平成16年4月1日制定。以下「職員給与規則」という。)、国立大学法人熊本大学年俸制適用職員給与規則(平成27年9月24日制定。以下「年俸制給与規則」という。)及び国立大学法人熊本大学2号年俸制適用職員給与規則(令和元年12月26日制定。以下「2号年俸制給与規則」という。)において別段の定めがある場合は、この限りでない。

(復職)

第17条 学長は、休職期間が満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命ずる。

- 2 休職の期間が満了したときは、休職にされていた職員は、当然復職するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第14条第1項第1号の規定による休職にあつては、医師(学長が必要と認めるときは、学長が指定した医師)の診断書又は証明書に基づき、本学の産業医又は学長が指定した医師に意見を求め、休職事由が消滅し、職務の遂行に支障がないと学長が認めた場合に限り、復職を命じ、又は復職するものとする。
- 4 職員を復職させる場合には、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の状態その他の事情を考慮して、他の職務に就かせることがある。

(休職の取扱い)

第18条 第14条から前条までに定めるもののほか、職員の休職に関し必要な事項は、別に定める職員雇用規則による。

第5節 退職及び解雇等

(退職)

第19条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て、学長が承認した場合、又は退職を願い出て、14日が経過した場合
- (2) 第21条に定める定年に達した場合
- (3) 期間を定めて雇用された職員の雇用期間が満了した場合
- (4) 第15条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
- (5) 本学の役員に就任した場合
- (6) 死亡した場合
- (7) その他の退職事由が発生した場合

2 職種の任期を雇用の任期とする職に就任した職員(当該職に就任する直前の職種(以下「前職種」という。))の併任を命じられている者に限る。)が、当該職に再任されなかった場合で引き続き職員として勤務を希望するときは、前職種と同一の労働条件で勤務することができる。

(自己都合による退職手続等)

第20条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、学長に文書をもって願い出なければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに願い出を提出できない場合は、14日前までに提出しなければならない。

2 職員は、退職を願い出た後も、退職するまでは従前の職務に従事しなければならない。

(定年)

第 21 条 職員の定年は、年齢 65 年とする。

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日とする。

3 病院長については、前 2 項の規定は適用しない。

第 22 条 削除

(解雇)

第 23 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを解雇することができる。

(1) 勤務実績が著しくよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) その他職員として必要な適格性を欠く場合

(4) 職種の任期を雇用の任期とする職に就任した職員のうち、第 7 条の 2 の規定により無期労働契約の申込みをしたもの又は無期労働契約を締結したもので、当該職に再任されなかった場合

(5) 組織の改廃等により、職員の減員が必要となった場合

(6) 天災事変その他やむを得ない事由により、本学の事業継続が不可能となり、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合

2 職員が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。)に処せられた場合は、これを解雇する。

3 職員の解雇に関し必要な事項は、別に定める職員雇用規則による。

(解雇制限)

第 24 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間及びその後 30 日間は解雇しない。ただし、第 1 号に定める業務上の傷病において、療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労基法第 81 条の規定により打切補償を支払う場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため休業する期間

(2) 産前産後の女性職員が別に定める国立大学法人熊本大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「職員勤務時間等規則」という。)第 15 条の規定により特別有給休暇を取得する期間

(解雇の予告)

第 25 条 第 23 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び前条ただし書の規定により職員を解雇しようとする場合は、少なくとも 30 日前に本人に予告をする。30 日前に予告をしない場合は、労基法第 12 条第 1 項に規定する平均賃金の 30 日以上に相当する解雇予告手当を支払う。

2 前項の予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを適用しない。

(1) 試用期間中の職員を 14 日以内に解雇する場合

(2) 第 23 条第 1 項第 5 号の規定により解雇する場合

(3) 所轄労働基準監督署長の認定を受けて第 56 条第 1 項第 5 号に定める懲戒解雇をする場合

(退職者等の守秘義務)

第 26 条 退職者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密及び職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(退職時の証明)

第 27 条 学長は、退職者、解雇された者又は解雇予告をされた者から労基法第 22 条第 1 項に定める証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 雇用期間

(2) 業務の種類

(3) 当該業務における地位

(4) 給与

(5) 退職の事由(退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む。)

3 第 1 項の証明書には、前項各号に掲げる事項のうち退職者、解雇された者又は解雇予告をされた者が請求したものに限り記載するものとする。

第 3 章 給与

(給与)

第 28 条 職員の給与に関し必要な事項は、別に定める職員給与規則による。ただし、次の各号に掲げる者の給与については、当該各号に定める規則による。

(1) 第 2 条第 1 号の教育職員のうち令和元年 12 月 31 日以前から年俸制の適用を受ける教授、准教授、講師及び助教(年俸制の移行に関し学長に同意書を提出した者を除く。次号において「年俸制適用職員」という。) 年俸制給与規則

(2) 第 2 条第 1 号の教育職員のうち令和 2 年 1 月 1 日以後に年俸制の適用を受ける教授、准教授、講師及び助教(年俸制適用職員を除く。) 2 号年俸制給与規則

第 4 章 退職手当

(退職手当)

第 29 条 職員の退職手当に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員退職手当規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 5 章 服務

(誠実義務)

第 30 条 職員は、本学の使命と業務の公共性を自覚し、上司の職務上の指示命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力して誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(職務に専念する義務)

第 31 条 職員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その勤務時間中、職務に専念しなければならない。

(職務専念義務の免除)

第 32 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、その承認された期間について職務専念義務を免除される。

- (1) 国際的規模又は全国的規模の競技会、展覧会、公演会等に国又は県の要請により出場、出展又は出演等する場合
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号。以下「男女雇用機会均等法」という。)第 12 条の規定に基づき、勤務時間内に健康診査を受ける場合
- (3) 男女雇用機会均等法第 13 条の規定に基づき、通勤緩和により勤務しない場合
- (4) 男女雇用機会均等法第 13 条の規定に基づき、休憩に関する措置により勤務しない場合
- (5) 勤務時間内に総合的な健康診査を受ける場合
- (6) 勤務時間内に国立大学法人熊本大学職員安全衛生管理規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「職員安全衛生規則」という。)第 19 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に定める健康診断その他学長が定める健康診断並びに同規則第 29 条の 2 第 1 項に規定するストレスチェックを受ける場合

2 職員の職務専念義務免除に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。

(遵守事項)

第 33 条 職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 正当な理由なく欠勤するなど勤務を怠らないこと。
- (2) 熊本大学の名誉及び信用を失墜させるような行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密及び職務上知り得た個人情報等を他に漏らさないこと。
- (4) 職務上の地位を私的利用のために用いないこと。
- (5) 熊本大学の敷地及び施設内において、良好な教育研究環境の維持に努め、喧騒その他秩序・風紀を乱さないこと。
- (6) 熊本大学の敷地及び施設内において、選挙運動その他の政治活動を行わないこと。
- (7) 学長の許可なく、熊本大学の敷地及び施設内において、営利を目的とする金品の貸借及び物品の売買を行わないこと。

(職員の倫理)

第 34 条 職員の倫理に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学倫理規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(ハラスメントの防止等)

第 35 条 職員は、いかなるハラスメント及び人権侵害も行ってはならず、常にこれらの防止に努めなければならない。

- 2 ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント等を除く。)の防止等に関し必要な事項は、別に定める熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則(平成 18 年 3 月 23 日制定)による。
- 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関し必要な事項は、別に定める熊本大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(兼業の制限)

第 36 条 職員は、学長の承認を受けた場合でなければ、職務以外の他の業務に従事し、又は自ら事業を営んではならない。

2 職員の兼業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員兼業規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(公職の候補者への立候補等)

第 37 条 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職に立候補するとき、及び当選の告知後は、速やかにその旨を、学長に届け出なければならない。

第 6 章 勤務時間、休日及び休暇、育児休業等

第 1 節 勤務時間等

(勤務時間等)

第 38 条 職員の 1 週間当たりの勤務時間は 38 時間 45 分とし、1 週間の起算日は土曜日とする。

2 1 日の勤務時間は 7 時間 45 分とし、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 始業 午前 8 時 30 分

(2) 終業 午後 5 時 15 分

(3) 休憩時間 正午から午後 1 時まで

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ日時を指定して始業及び終業の時刻並びに休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

(1) 業務の都合により必要がある場合

(2) 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員から申出があった場合で、業務の運営に支障が生じないと認められるとき

(3) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態(以下「要介護状態」という。)にある家族を介護する職員から申出があった場合で、業務の運営に支障が生じないと認められるとき

4 学長は、業務上の都合により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員について、第 2 項及び第 45 条の規定にかかわらず、第 1 項の勤務時間の範囲内で、勤務時間、休憩時間及び休日を変更して割り振ることができる。

5 職員の勤務時間等に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。

(事業場外の勤務)

第 39 条 職員が出張その他本学の業務を帯びて本学外で勤務する場合であって、勤務時間を算定し難いときは、前条第 2 項に規定する勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間を勤務したものとみなす。

(在宅勤務)

第 39 条の 2 学長は、業務上支障がないと認められる場合又は災害時等における本学の事業継続のために必要と認める場合は、職員に在宅勤務を命ずることができる。

2 職員の在宅勤務に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学における在宅勤務に関する規則(令和6年3月28日制定)による。

(時間外勤務等)

第40条 学長は、業務上必要があると認める場合は、第38条又は第45条の規定にかかわらず、時間外勤務(所定勤務時間を超える勤務をいう。)、深夜勤務(午後10時から午前5時までの間の勤務をいう。)又は休日勤務(所定休日の勤務をいう。)(以下「時間外勤務等」という。)を命ずることができる。

2 学長は、前項の規定に基づき、時間外勤務等を命ずる場合には、職員の健康を害しないように配慮するものとする。

(災害時の勤務)

第41条 学長は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、職員に時間外勤務等を命ずることができる。ただし、労基法第33条第1項又は同法第36条第1項の手続を必要とするものについては、その手続を行わなければならない。

(宿日直勤務)

第42条 学長は、業務上必要があると認める場合は、勤務時間外又は休日に、職員に宿日直勤務を命ずることができる。

2 職員の宿日直に関し必要な事項は、別に定める熊本大学病院宿日直規則(平成16年4月1日制定)による。

(出勤)

第43条 職員は、始業時刻までに出勤し、出勤後直ちに出勤簿に押印しなければならない。ただし、出勤簿への押印については、職員の勤務状況が確認できるものとして学長が認めた方法をもって代えることができる。

(欠勤)

第44条 職員が、休日、休暇による場合その他勤務しないことについて特に承認のあった場合を除き、病気その他やむを得ない事由により欠勤するときは、あらかじめその事由及び予定日数・時間数を記入した欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ提出できないときは、事後速やかにその理由を付して提出しなければならない。

2 前項の提出を怠ったときは、無断欠勤として取り扱うものとする。

第2節 休日及び休暇

(休日及び休日の振替)

第45条 職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 12月29日から1月3日までの日(前号に定める休日を除く。)

(4) その他学長が指定した日

2 学長は、前項に規定する休日について特に勤務することを命じた場合には、原則として土曜日を起算日とした1週間後の日までの期間にある勤務日を休日に変更して、その勤務することを命じた日に振り替えることができる。ただし、業務の都合上、土曜日を起算日とした1週間後の日までの期間に振り替えることができない場合には、他の勤務日と休日を振り替えることができる。

3 職員の休日及び休日の振替に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。
(有給休暇)

第46条 職員の有給休暇は、年次有給休暇、病気有給休暇及び特別有給休暇とする。
(年次有給休暇)

第47条 年次有給休暇は、一の年度につき20日とする。ただし、新たに採用された職員は、20日を限度として当該年度の在職期間に応じた日数とする。

2 年次有給休暇(本項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を超えない範囲内の残日数・時間数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 職員の年次有給休暇に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。
(病気有給休暇)

第48条 病気有給休暇は、職員が負傷又は疾病による療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得することができる。

2 生理日における勤務が著しく困難であると請求があった場合には、病気有給休暇として取り扱うものとする。

3 職員の病気有給休暇に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。
(特別有給休暇)

第49条 特別有給休暇は、職員が結婚、出産、親族の死亡その他の特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合に取得することができる。

2 職員の特別有給休暇に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。

第3節 育児休業等

(育児休業、育児短時間勤務又は育児時間)

第50条 職員は、3歳(職員任期規則第2条第1号から第3号までに規定する職員については、2歳)に満たない子を養育するために必要があるときは、学長に申し出て育児休業をすることができる。

2 職員は、中学校就学の始期に達するまでの子を養育するために必要があるときは、学長に申し出て1週間当たりの勤務時間を19時間30分から25時間までの範囲内で勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)又は所定の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「育児時間」という。)ができる。

3 職員の育児休業、育児短時間勤務又は育児時間に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員育児休業等に関する規則(平成16年4月1日制定)による。

(介護休業、介護短時間勤務又は介護時間)

第 51 条 職員は、要介護状態にある家族を介護するために必要があるときは、学長に申し出て介護休業又は 1 週間当たりの勤務時間を 19 時間 30 分から 25 時間までの範囲内で勤務すること(以下「介護短時間勤務」という。)若しくは所定の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「介護時間」という。)ができる。

2 職員の介護休業、介護短時間勤務又は介護時間に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員介護休業等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(大学院修学休業)

第 52 条 主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭で、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に規定する専修免許状の取得を目的とする者は、学長の許可を受けて、3 年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができる。

2 職員の大学院修学休業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学大学院修学休業に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(自己啓発等休業)

第 52 条の 2 職員は、自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業(以下「自己啓発等休業」という。)をすることができる。

2 職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員自己啓発等休業に関する規則(令和 6 年 3 月 28 日制定)による。

第 7 章 研修

(研修)

第 53 条 学長は、業務上必要があると認める場合は、職員の研修の機会提供に努めるものとする。

2 職員の研修に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員研修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 8 章 人事評価

(人事評価)

第 53 条の 2 学長は、職員に対して職務遂行能力及び業績の評価(以下「人事評価」という。)を実施する。

2 職員の人事評価に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職員人事評価規則(平成 19 年 3 月 26 日制定)による。

第 9 章 表彰及び懲戒

第 1 節 表彰

(表彰)

第 54 条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを表彰する。

(1) 永年勤続し、その勤務実績が優秀である場合

(2) 特に他の職員の模範として推奨すべき実績があると認めた場合

2 前項に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学表彰規則(平成16年4月1日制定)による。

第2節 懲戒等

(懲戒の事由)

第55条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続を経た上で、懲戒処分を行うことができる。

- (1) 第30条、第31条及び第33条から第36条までに規定する服務事項に違反した場合
- (2) 故意又は重大な過失により、本学に損害を与えた場合
- (3) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (4) 重大な経歴詐称をした場合
- (5) その他この規則及び附属する諸規則に違反した行為があった場合

(懲戒の種類)

第56条 懲戒の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 戒告 責任を確認させ、将来を戒める。
- (2) 減給 給与の一部を減額する。ただし、その額は1回の事案につき平均賃金の1日分の半額を超えないものとし、また、一賃金支払い期において複数の事案がある場合においても、当該賃金支払い期における賃金総額の10分の1を超えないものとする。
- (3) 停職 12月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、30日前に予告して、若しくは30日以上平均賃金を支払って解雇し、又は予告期間を設けずに即時に解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇し、退職手当は支給しない。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する解雇予告手当を支給しない。

2 職員の懲戒に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学懲戒規則(平成16年4月1日制定。以下「懲戒規則」という。)による。

(訓告等)

第57条 学長は、服務を厳正にし、規律を保持する必要がある場合には、職員に対して懲戒処分によらず、文書等により訓告又は嚴重注意(以下「訓告等」という。)を行うことができる。

2 学長は、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る訓告等を行うに当たり、特に必要と認めるときは、公表することができる。

3 訓告等の公表については、懲戒規則第6条第2項の規定を準用する。この場合において、「懲戒処分の量定」とあるのは「訓告等の種類」と、「被処分者」とあるのは「訓告等を受ける者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第58条 学長は、職員が故意又は過失により本学に損害を与えた場合は、その全部又は一部を賠償させることができる。

第10章 安全衛生

(安全衛生)

第 59 条 職員の安全衛生及び健康診断に関し必要な事項は、別に定める職員安全衛生規則による。

(妊産婦職員の保護)

第 60 条 学長は、妊娠中又は出産後 1 年を経過しない職員(以下「妊産婦職員」という。)が請求した場合は、時間外勤務等をさせてはならない。

2 妊産婦職員の勤務制限に関し必要な事項は、別に定める職員勤務時間等規則による。

第 11 章 出張及び旅費

(出張)

第 61 条 学長は、業務上必要があると認める場合は、職員に出張を命ずることができる。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときは、速やかに報告書を提出しなければならない。

3 職員が出張及び赴任を命ぜられた場合の旅費については、別に定める国立大学法人熊本大学旅費規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 12 章 共済

(共済)

第 62 条 職員の共済は、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)の定めるところによる。

第 13 章 保険及び災害補償

(労働保険)

第 63 条 学長は、職員が雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)(以下「労災法」という。)の基準により、被保険者に該当するときは、直ちに必要な手続を行わなければならない。

(災害補償)

第 64 条 職員が業務上又は通勤途上において、災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)を受けた場合の災害補償、被災職員の社会復帰の促進並びに被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労基法及び労災法の定めるところによるもののほか、別に定める国立大学法人熊本大学職員災害補償規則(平成 17 年 1 月 14 日制定)による。

第 14 章 知的財産権

(知的財産権)

第 65 条 知的財産権に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学職務発明等規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 15 章 苦情処理

(苦情処理)

第 66 条 この規則及び附属する諸規則の解釈並びに適用に関する疑義又は勤務時間、給与等労働条件に関する職員の苦情を公正かつ適切に処理するため、本学に苦情処理制度を設ける。

2 苦情処理等に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人熊本大学苦情相談及び苦情処理に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 16 章 その他

(宿舍の利用)

第 67 条 職員の宿舍の利用については、別に定める国立大学法人熊本大学職員宿舍規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(保育園の利用)

第 68 条 職員は、別に定める国立大学法人熊本大学こぼと保育園利用規則(平成 21 年 3 月 27 日制定)により、本学が設置する保育園を利用することができる。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(承認等の承継)

2 この規則の施行日前に国家公務員法、人事院規則及びその他関係法令により発令及び承認を受けていた職員が、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)附則第 4 条の適用を受ける職員となった場合の発令及び承認事項については、その効力を承継する。

3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における職員(教授、准教授、講師、助教、助手及び労務職員を除く。)に対する第 21 条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

4 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における労務職員に対する第 21 条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

附 則(平成 17 年 1 月 14 日規則第 8 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 14 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日規則第 64 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 24 日規則第 127 号)

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日規則第 75 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日規則第 85 号)
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 6 日規則第 52 号)
この規則は、平成 20 年 3 月 6 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 103 号)
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 29 日規則第 241 号)
この規則は、平成 20 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 3 日規則第 264 号)
この規則は、平成 20 年 12 月 3 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 28 日規則第 3 号)
この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日規則第 128 号)
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日規則第 46 号)
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日規則第 41 号)
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 26 年 3 月 27 日規則第 25 号)
- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この規則施行の際現に国立大学法人熊本大学職員雇用規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 7 条及び第 8 条の規定により任期を定めて採用されている教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「任期付教員」という。)のうち、この規則施行の日前に労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 18 条第 1 項に規定する通算契約期間が 5 年を超えることとなったものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の申込みについては、その効力を有する。
 - 3 この規則の施行の日前に任期付教員として在職していた者のうち、平成 25 年 4 月 1 日以後に労働契約が締結され、当該労働契約の任期中の業績審査により再採用可となったものについては、学長が教育研究上特に必要と認めるときは、改正後の第 7 条の 2 第 1 項の規定を満たしているものとみなすことができる。

附 則(平成 27 年 9 月 24 日規則第 266 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 28 日規則第 302 号)
この規則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 22 日規則第 455 号)
この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 22 日規則第 195 号)
この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 28 日規則第 220 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 26 日規則第 229 号)
この規則は、平成 29 年 10 月 26 日から施行し、改正後の第 50 条第 1 項の規定は、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 55 号)
1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2 この規則施行の際現に第 14 条第 1 項第 1 号の事由による休職(以下「病気休職」という。)中である者の改正後の第 17 条の適用については、当該病気休職から復職後の新たな病気休職からとする。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 63 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 26 日規則第 404 号)
この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日規則第 55 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 24 日規則第 36 号)
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 23 日規則第 101 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日規則第 162 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和7年3月27日規則第51号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第47条第2項の規定にかかわらず、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに付与された年次有給休暇にあつては令和8年3月31日まで、令和7年1月1日から令和7年3月31日までに付与された年次有給休暇にあつては令和9年3月31日まで繰り越すことができるものとする。

別表(第11条の2関係)

管理監督職等の職員区分、職種及び職名

区分	職員区分	職種	職名	
管理監督職	教育職員	校長、園長、教諭(特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の主事に限る。)、教頭		
	一般職員	事務職員	本部長、部長、課長、監査室長、高度専門員	
		技術職員	施設系技術職員	本部長、部長、課長
			教育研究系技術職員	技術専門員(研究開発戦略本部技術部門長に限る。)
	図書職員	課長		
医療職員	看護職員	看護部長、副看護部長		
管理監督職に準ずる職	一般職員	事務職員	副課長、副監査室長、室長、主幹、専門員	
		技術職員	施設系技術職員	副課長、室長
		図書職員	副課長、室長	
	医療職員	医療技術職員	薬剤師	副薬剤部長、室長
			診療放射線技師	診療放射線技師長、副診療放射線技師長
			臨床検査技師	臨床検査技師長、副臨床検査技師長
			栄養士	栄養管理室長

○国立大学法人熊本大学教員選考基準

(平成 16 年 4 月 1 日基準第 1 号)

改正 平成 19 年 3 月 26 日基準第 2 号 平成 21 年 3 月 27 日基準第 4 号
 平成 21 年 12 月 24 日基準第 5 号 平成 25 年 3 月 28 日基準第 1 号
 平成 27 年 3 月 26 日基準第 1 号 平成 29 年 3 月 23 日基準第 3 号
 平成 31 年 3 月 28 日基準第 2 号 令和元年 6 月 27 日基準第 7 号
 令和 6 年 3 月 28 日基準第 3 号 令和 6 年 6 月 27 日基準第 5 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人熊本大学教育職員選考規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 4 条第 1 項の規定に基づき、熊本大学における教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)の選考は、この基準により行う。

(教授の選考)

第 2 条 教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 8 条第 1 項に規定する基幹教員としての講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の選考)

第 3 条 准教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の選考)

第 4 条 講師の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
 - (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- (助教の選考)

第5条 助教の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
 - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- (助手の選考)

第6条 助手の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
 - (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
- (雑則)

第7条 国立大学法人熊本大学学内規則取扱要項(平成16年4月1日制定)第2条第1項に規定する部局(各学部、情報融合学環、大学院各教育部、先進軽金属材料国際研究機構、キャンパスミュージアム推進機構、各研究機構及び附属図書館を除く。)において必要がある場合は、学長の承認を得て、この基準に関する内規を定めることができる。

附 則

- 1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日前に、廃止前の熊本大学教員選考基準(昭和28年4月26日制定)により選考された者については、この基準により選考されたものとみなす。

附 則(平成19年3月26日基準第2号)

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日基準第4号)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日基準第5号)

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日基準第1号)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日基準第 1 号)

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 23 日基準第 3 号)

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日基準第 2 号)

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 27 日基準第 7 号)

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日基準第 3 号)

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 6 月 27 日基準第 5 号)

- 1 この基準は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の第 2 条第 4 号の規定の適用については、この基準の施行前における専任の講師の経歴及び大学設置基準等の一部を改正する省令(令和 4 年文部科学省令第 34 号)附則第 4 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における専任の講師の経歴は、基幹教員としての講師の経歴とみなす。

○熊本大学教授会規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 164 号)

改正 平成 20 年 3 月 27 日規則第 87 号 平成 21 年 3 月 26 日規則第 59 号
 平成 21 年 12 月 24 日規則第 246 号 平成 23 年 11 月 24 日規則第 157 号
 平成 25 年 3 月 29 日規則第 108 号 平成 26 年 4 月 30 日規則第 52 号
 平成 27 年 1 月 22 日規則第 3 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 234 号
 平成 28 年 5 月 31 日規則第 380 号 平成 29 年 3 月 31 日規則第 170 号
 平成 30 年 3 月 22 日規則第 69 号 平成 31 年 3 月 28 日規則第 46 号
 令和 3 年 2 月 24 日規則第 13 号 令和 5 年 2 月 22 日規則第 14 号
 令和 6 年 1 月 25 日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。)第 50 条第 4 項の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定める。

(教授会)

第 2 条 各学部、情報融合学環、大学院教育学研究科、大学院各研究部、大学院各教育部及び病院(以下「学部等」という。)に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項(大学院各研究部及び病院の教授会にあつては第 3 号に限る。)について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学部等の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部等の長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 3 条 各研究所、熊本創生推進機構、半導体・デジタル研究教育機構、学内共同教育研究施設で次に掲げるもの及びヒトレトロウイルス学共同研究センターに、教授会として運営委員会(半導体・デジタル研究教育機構及びヒトレトロウイルス学共同研究センターにあつては、運営会議。以下同じ。)を置く。

くまもと水循環・減災研究教育センター

先進マグネシウム国際研究センター

生命資源研究・支援センター

2 前項の運営委員会は、教育又は研究に関する重要な事項で、当該運営委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

第 4 条 大学院先導機構、大学教育統括管理運営機構、学内共同教育研究施設で前条第 1 項に掲げる組織以外の組織及び保健センターにあつては、熊本大学に、教授会として学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会を置く。

2 前項の委員会は、同項に規定する組織の教育又は研究に関する重要な事項で、当該委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

第5条 前条第1項の組織の専任の教授は、学部等のいずれかの教授会に所属するものとする。

第6条 教授会(第3条第1項の運営委員会及び第4条第1項の委員会を含む。以下同じ。)を置く組織の長(学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会にあつては、学長。以下同じ。)は、教員の採用及び昇任のための選考について教授会が審議する場合において、本学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、意見を述べることができる。

第7条 教授会に、議長を置き、当該教授会を置く組織の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

第8条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

第9条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の半数以上であつて、教授会が別に定める割合以上の多数をもって決する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教授会及び代議員会等の組織運営等に関し必要な事項は、当該組織の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日規則第87号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 大学院文学研究科及び大学院法学研究科の研究科委員会については、改正後の第10条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成21年3月26日規則第59号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日規則第246号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日規則第 157 号)

この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 108 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 30 日規則第 52 号)

この規則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 22 日規則第 3 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 234 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 31 日規則第 380 号)

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 170 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 69 号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大学院自然科学研究科の教授会については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 46 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 24 日規則第 13 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 22 日規則第 14 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 25 日規則第 9 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○熊本大学教育学部教授会規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 171 号)

改正 平成 22 年 1 月 13 日規則第 2 号 平成 22 年 9 月 8 日規則第 276 号
 平成 23 年 1 月 12 日規則第 69 号 平成 27 年 3 月 19 日規則第 143 号
 平成 29 年 2 月 22 日規則第 41 号 平成 30 年 2 月 14 日規則第 21 号
 令和 2 年 3 月 11 日規則第 98 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本大学教授会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 10 条の規定に基づき、熊本大学教育学部教授会(以下「教授会」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 教授会は、次に掲げる者であって、教育学部、特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科の教育課程の運営に携わるもの(兼担を除く。)をもって組織する。

- (1) 大学院教育学研究科の専任の教授、准教授及び講師
- (2) 大学院人文社会科学研究部の専任の教授、准教授及び講師
- (3) 大学院先端科学研究部の専任の教授、准教授及び講師
- (4) 大学院生命科学研究部の専任の教授、准教授及び講師
- (5) 大学教育統括管理運営機構の専任の教授、准教授及び講師

(審議事項)

第 3 条 教授会は、学長が熊本大学教授会規則第 2 条第 2 項に定める事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学部長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学生の除籍及び懲戒に関する事項
- (2) その他学部の教育研究に関する重要事項

(会議)

第 4 条 教授会は、定例教授会又は臨時教授会とする。

2 教授会に、議長を置き、学部長をもって充てる。

3 学部長が職務を遂行できないときは、あらかじめ学部長が指名する者がその職務を代行する。

(定足数)

第 5 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 職務による海外渡航中の者は、構成員の数に算入しないものとする。

(議事)

第 6 条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学部長候補者の選考に関する事項は、出席した構成員の 3 分の 2 以上をもって決する。

(構成員以外の出席)

第6条の2 学部長は、教授会の構成員以外の者について、必要と認める場合は、教授会への出席を認めることができる。

(運営会議等)

第7条 教授会に、運営会議その他必要な委員会(以下「運営会議等」という。)を置く。

2 前項の運営会議等に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(事務)

第8条 教授会の事務は、教育研究支援部人社・教育系事務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月13日規則第2号)

この規則は、平成22年1月13日から施行する。

附 則(平成22年9月8日規則第276号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年1月12日規則第69号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日規則第143号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月22日規則第41号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月14日規則第21号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月11日規則第98号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育学部教授会の下に設置する各種委員会

種別	委員会等 *は教育学研究科と共通
管理運営に関する委員会	教育学部・教育学研究科運営会議*
	予算・施設委員会*
	教員人事・業績評価委員会*
教育・研究に関する委員会	教務委員会
	教育実習委員会
	厚生・就職委員会
	入試・広報委員会
	教育・研究活動推進委員会*
その他の委員会	人権教育委員会*
	国際交流委員会*
	紀要編集委員会*
	情報処理委員会*
	特別支援教育特別専攻科運営委員会
	養護教諭特別別科運営委員会
	附属教育実践総合センター運営委員会

○国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則

(令和3年3月24日規則第80号)

改正 令和4年3月14日規則第28号 令和5年3月20日規則第72号

令和6年3月27日規則第144号 令和7年3月27日規則第120号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学基本規則(平成16年4月1日制定)第10条第4項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)が教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)に関し必要な事項を定める。

(自己点検・評価の領域)

第2条 自己点検・評価の対象とする領域(以下「自己点検・評価領域」という。)は、別表の左欄に掲げるとおりとする。

(統括責任者)

第3条 本学に、自己点検・評価統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 統括責任者は、自己点検・評価に係る業務を統括する。

(推進責任者)

第4条 本学に、自己点検・評価推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、別表の左欄に掲げる自己点検・評価領域に応じ、別表の中欄に掲げる者をもって充てる。

2 推進責任者は、自己点検・評価に関する業務を掌理する。

(推進責任者による自己点検・評価等)

第5条 推進責任者は、別表の右欄に掲げる会議又は委員会(以下「所掌会議等」という。)の議を経て、評価項目を定めるものとする。

2 推進責任者は、事業年度ごとに、前項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

3 推進責任者は、前項の自己点検・評価を実施するに当たって、必要に応じて、学生、卒業生若しくは修了生又は卒業生若しくは修了生の主な雇用者その他の関係者から意見を聴取するものとする。

4 推進責任者は、第2項の自己点検・評価の結果を国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)に報告するものとする。

5 推進責任者は、前項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めたときは、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、大学評価会議に報告するとともに、改善を実施するものとする。

6 推進責任者は、前項の改善の実施状況を、事業年度ごとに、大学評価会議に報告するものとする。

(大学評価会議による自己点検・評価等)

第6条 大学評価会議は、前条第4項の自己点検・評価の結果、同条第5項の改善計画及び同条第6項の改善の実施状況(以下「推進責任者による自己点検・評価の結果等」という。)に基づき、原則として6事業年度ごとに、前条第1項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

2 大学評価会議は、前項の自己点検・評価の結果を統括責任者に報告するものとする。
(統括責任者による改善指示)

第7条 統括責任者は、前条第2項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めるときは、推進責任者に改善計画の策定を指示するものとする。

2 推進責任者は、前項の指示を受けた場合は、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、統括責任者に報告するものとする。

3 統括責任者は、前項の改善計画に基づき、推進責任者に改善を指示するものとする。

4 推進責任者は、前項の指示に基づき、改善を実施するものとする。
(外部評価の実施)

第8条 統括責任者は、自己点検・評価の結果について、必要に応じて、本学の職員以外の者による評価を受けるものとする。
(公表)

第9条 大学評価会議は、自己点検・評価の結果を、本学のホームページ等で公表するものとする。
(事務)

第10条 自己点検・評価に関する事務は、経営企画本部において処理する。
(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日規則第28号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日規則第72号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第144号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日規則第120号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条、第5条関係)

評価領域	推進責任者	所掌会議等
教育	教育・学生支援担当の理事	国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会
施設管理	総務・財務・施設担当の理事	国立大学法人熊本大学施設・環境委員会
設備 (ICT)	情報ガバナンスを所掌する副学長	国立大学法人熊本大学 ICT 戦略会議
設備 (図書)	附属図書館長	熊本大学附属図書館運営委員会
学生支援	教育・学生支援担当の理事	熊本大学学生委員会
入学者受入	入試・高大連携担当の副学長	熊本大学入学試験委員会
研究	研究・グローバル戦略担当の理事	国立大学法人熊本大学研究推進会議
社会貢献	研究開発戦略本部長	熊本大学研究開発戦略本部運営委員会
国際	グローバル推進機構長	熊本大学グローバル推進機構会議

○国立大学法人熊本大学大学評価会議規則

(平成 19 年 3 月 22 日規則第 52 号)

改正 平成 20 年 3 月 27 日規則第 80 号 平成 21 年 3 月 26 日規則第 61 号
 平成 21 年 12 月 24 日規則第 252 号 平成 22 年 9 月 30 日規則第 134 号
 平成 23 年 3 月 24 日規則第 27 号 平成 25 年 4 月 1 日規則第 63 号
 平成 28 年 3 月 31 日規則第 155 号 平成 29 年 3 月 31 日規則第 113 号
 平成 30 年 3 月 22 日規則第 104 号 平成 31 年 3 月 29 日規則第 40 号
 令和 3 年 3 月 31 日規則第 105 号 令和 3 年 12 月 28 日規則第 230 号
 令和 6 年 3 月 27 日規則第 56 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。)

第 29 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学に、国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 大学評価会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学改革・評価担当の理事
 - (2) 学長が指名する理事 2 人
 - (3) 国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則(令和 3 年 3 月 24 日制定)第 4 条に規定する自己点検・評価推進責任者
 - (4) 文学部、法学部、大学院人文社会科学部及び大学院社会文化科学教育部の副部局長のうちから選出された者 3 人
 - (5) 教育学部及び大学院教育学研究科の副部局長のうちから選出された者 1 人
 - (6) 理学部、工学部、情報融合学環、大学院先端科学研究部及び大学院自然科学教育部の副部局長のうちから選出された者 3 人
 - (7) 医学部、薬学部、大学院生命科学部、大学院医学教育部、大学院保健学教育部及び大学院薬学教育部の副部局長のうちから選出された者 4 人
 - (8) 病院の副部局長
 - (9) 経営企画本部長
 - (10) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第 10 号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第 1 項第 10 号の委員の任期は学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(任務)

第 3 条 大学評価会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び具体的施策の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施及び結果の公表に関すること。
- (3) 自己点検・評価の結果に基づく改善に関すること。

- (4) 第三者評価への対応に関すること。
- (5) その他大学評価に関し議長が必要と認めた事項
(議長)

第4条 大学評価会議に、議長を置き、大学改革・評価担当の理事をもって充てる。

- 2 議長は、大学評価会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 大学評価会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 大学評価会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を大学評価会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会等)

第7条 大学評価会議に、委員会及びワーキンググループを置くことができる。

- 2 委員会及びワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 大学評価会議の事務は、経営企画本部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、大学評価会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人熊本大学大学評価会議規則(平成16年4月1日制定)及び国立大学法人熊本大学大学評価本部規則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成20年3月27日規則第80号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第61号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日規則第252号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日規則第134号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日規則第 27 号)
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日規則第 63 号)
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 155 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 113 号)
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 104 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 40 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 105 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 28 日規則第 230 号)
この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 27 日規則第 56 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則

(平成 23 年 3 月 24 日規則第 34 号)

改正 平成 23 年 3 月 28 日規則第 71 号 平成 23 年 7 月 28 日規則第 95 号
 平成 24 年 12 月 27 日規則第 129 号 平成 26 年 4 月 30 日規則第 59 号
 平成 28 年 3 月 31 日規則第 207 号 平成 28 年 5 月 31 日規則第 334 号
 平成 29 年 3 月 31 日規則第 152 号 平成 30 年 3 月 22 日規則第 147 号
 平成 30 年 4 月 26 日規則第 194 号 平成 31 年 3 月 28 日規則第 229 号
 令和 5 年 3 月 23 日規則第 129 号 令和 6 年 3 月 27 日規則第 97 号
 令和 6 年 4 月 25 日規則第 212 号

(趣旨)

第 1 条 熊本大学大学教育統括管理運営機構規則(平成 28 年 5 月 26 日制定)第 20 条第 2 項の規定に基づき、熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学教育統括管理運営機構副機構長(以下「副機構長」という。)
 - (2) 大学教育統括管理運営機構教養教育実施本部長
 - (3) 半導体・デジタル研究教育機構附属情報統括センター長
 - (4) 各学部(医学部にあつては、医学科及び保健学科とする。以下同じ。)、情報融合学環、大学院教育学研究科及び大学院各教育部のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)を担当する委員会等から選出された教員 各 1 人
 - (5) 大学教育統括管理運営機構から選出された教員 1 人
 - (6) 半導体・デジタル研究教育機構総合情報学部門教授システム学分野から選出された教員 1 人
 - (7) 学生支援部教育支援課長
 - (8) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第 4 号の規定にかかわらず、特段の事由(学部等の FD を担当する教員が研究科等の FD についても担当する場合等をいう。)がある場合は、学部及び研究科又は学部及び教育部から 1 人を選出することができる。
- 3 第 1 項第 4 号の委員のうち情報融合学環から選出された者は、同項第 6 号の委員を兼ねることができる。
- 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号の委員は、同項第 5 号の委員を兼ねることができる。
- 5 第 1 項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号の委員は、大学教育統括管理運営機構長が委嘱する。
- 6 第 1 項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 7 第 1 項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について、審議する。

(1) 教育を中心とした全学的なFDの実施に関する事。

(2) その他FDの実施に関し委員長が必要と認めた事項

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副機構長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を主宰する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員会に、専門的事項を調査審議するため、専門委員会及びワーキンググループを置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第71号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月28日規則第95号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年12月27日規則第129号)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 熊本大学教養教育機構運営委員会教養教育FD委員会細則(平成23年8月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成26年4月30日規則第59号)
この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第207号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 附 則(平成28年5月31日規則第334号)
- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。
 - 2 この規則施行後、最初に委嘱される第2条第1項第4号から第6号まで及び第8号の委員の任期は、同条第4項の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。
 - 3 この規則施行後、平成28年9月30日までの間における委員長は、第4条第2項の規定に関わらず、この規則施行の日の前日に委員長であった者とする。

附 則(平成29年3月31日規則第152号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規則第147号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月26日規則第194号)
この規則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日規則第229号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日規則第129号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第97号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月25日規則第212号)
この規則は、令和6年4月25日から施行する。

熊本大学学士課程教育に期待される学修成果

<p>学修成果1「豊かな教養」： 教養ある社会人に必要な文化・社会や自然・生命に関する一般的知識を身に付け、異なる思考様式を理解し、知を高めていく主体的な学習態度が備わっている。</p>
<p>学修成果2「確かな専門性」： 自らの専門分野の理論・概念や方法論に関する基本的知識を身に付け、当該分野の情報・データを活用し、課題解決のために応用できる。</p>
<p>学修成果3「創造的な知性」： 自分で課題を発見し、解決のために必要な調査・研究及び実践に個人やチームで取り組み、その成果を論理的に発表・討議する能力を持っている。</p>
<p>学修成果4「社会的な実践力」： 社会に対する幅広い関心を持ち、人々や社会との関わりの中で自分を見つめ、市民や職業人として必要なコミュニケーション能力、倫理観を身に付け、将来進むべき道を探求し、社会に貢献する意欲を持っている。</p>
<p>学修成果5「グローバルな視野」： 国際社会に積極的に参加するために必要な外国語運用能力と異なる価値観や文化に対する理解力を持ち、国際感覚を身に付けている。</p>
<p>学修成果6「情報通信技術の活用力」： 社会生活に求められる情報通信技術（ICT）を活用するために必要な知識・技能・倫理を身に付けている。</p>
<p>学修成果7「汎用的な知力」： あらゆる専門分野や社会生活の基盤として求められる読解力、文章表現力、数的処理能力を身に付けている。</p>

2025 年度開講 熊本大学キャリア科目

キーワード	授業科目名	単位	授業テーマ	オーガナイザー	学期・ターム 曜日・時間	
自分らしく 生きる	キャリア科目 63	1	キャリア入門	菅澤・川越	2T	水3
	キャリア科目 65	1	ダイバーシティの風を起こす	前田 ひとみ	3T	水3
社会の中で 生きる	キャリア科目 67	1	女性のライフコースとキャリア	八幡 彩子	4T	木4
	キャリア科目 17	2	学校を見つめる ～学校と関わる社会の構成員としての視点から～	八幡 彩子	後	水3
	キャリア科目 52	1	ボランティア論	高木 康衣	2T	月3
	キャリア科目 53	1	ボランティア実践	高木 康衣	集中※	
	キャリア科目 54	1	地方創生実践論1	金岡・鍋屋 伊藤・尾山	2T	水3
	キャリア科目 55	1	アントレプレナーシップ概論	猪俣 雄也	3T	金3
	キャリア科目 56	1	地方創生企業戦略論1	金岡・鍋屋 伊藤・尾山	2T	水4
	キャリア科目 57	1	地方創生企業戦略論2	金岡・鍋屋 伊藤・尾山	3T	水4
	キャリア科目 62	1	主権者になる。主権者として生きる。	藤瀬 泰司	3T	水3
	キャリア科目 64	1	アントレプレナーシップ入門	猪俣 雄也	集中※	
	キャリア科目 66	1	アントレプレナーシップ実践	猪俣 雄也	4T	水3
	キャリア科目 68	1	『働くこと』を考える ～知っておきたいワークルール～	中内 哲	1T	月4

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
KCA1-027-99-0	2025後期	教養教育(B8003)	1	2	水曜3限
科目名(講義題目)			担当教員		
キャリア科目3(学校を見つめる ?学校と関わる社会の構成員としての視点から?)			八幡 彩子, 馬場 正文		
学修成果とその割合					
1.豊かな教養・・・20% 2.確かな専門性・・・15% 3.創造的な知性・・・15% 4.社会的な実践力・・・20% 5.グローバルな視野・・・10% 6.情報通信技術の活用能力・・・10% 7.汎用的な知力・・・10%					
授業の形態	講義				
授業の方法	毎時間、レジュメをもとにして考える。				
授業の目的	この講義を通じてこの講義を通じて、学校の基盤となるのは「道徳教育」であることを再確認し、将来の教師や保護者や学校を取り巻く一員として、学校に関わっていく力を身に付けられるようキャリアアップについて考える。				
学修目標	【A水準】 授業内容を理解し、一地域人としての学校へのかかわり方を考えることで、自分のキャリアの積み重ねの目標を持つことができる。 【C水準】 授業内容を概ね理解し、一地域人としての学校へのかかわり方を考えることで、自分のキャリアの積み重ねようとする意欲を持つことができる。				
授業の概要	働き方改革と学校、保護者とのかかわり、社会との連携など、学校の現状を理解し、学校の児童生徒であった自分とこれからの自分の学校へのかかわりについて考えを深める。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		学校とはどんなところだったのか	自分の学校時代の印象に残っていることから、人間形成に重要だったことは何だったのか、自分なりに振り返る。毎時間、講義内容の資料をMoodleにアップする。数時間ごとに講義の感想等を記入する課題を加え、Moodleに提出する。事後の学習については、教員志望の学生用、その他の学生用に読んでほしい書籍や資料等を明示する。		
2		"教師の立場から授業を考える1～時間割をどう作るか～	カリキュラムを確実に実践していくための教師の準備と授業の実際。小学校の担任制と中学校の教科担任制を比較する。加えて、授業中の約束について考える。		
3		"教師の立場から授業を考える2～道徳の時間に子供たちに何を話すか～	道徳教育を想定しながら、授業参画の視点から、授業参観について考える。授業への参加について考える。現場の教師に求められる能力について考える。		
4		教師の立場から授業を考える3～隠れたカリキュラムとは何か～	生徒指導と道徳教育の視点から、授業を分析する。給食や掃除を分析する。部活動を分析する。		
5		児童生徒の理解 1～不登校の視点から～	専門機関、保護者、地域社会を巻き込んだ学校の不登校対策と身近な大人のできる不登校対策について考える。		
6		児童生徒の理解 2～いじめの視点から～	専門家や保護者を巻き込んだいじめ対策と学校の課題について理解し、自分が見聞きたいいじめについて今一度振り返る。また、子供の道徳性の発達といじめについて考える。		
7		児童生徒の理解 3～問題行動の視点から～	問題行動の事例から、未然防止としての教師、保護者、地域社会の大人のかかわり方を考える。		
8		危機管理 1～熊本地震の際の学校の初期対応～	熊本地震の際、学校は避難所となった事例から、地域との関係、保護者との関係、学校の拠点としての機能を考える。		
9		危機管理 2～体罰について考える～	なぜ体罰事案が起こってしまうのか、その原因と防止策を考える。		
10		"危機管理 3～働き方改革と学校～	学校は「ブラック」と言われるが本当にブラックか。どんなところをブラックと感じるのかを考える。		
11		学校の喫緊の課題 1～魔法の言葉「子供のため」～	学校任せにならずに、社会で子供を育てていくために必要なことは何か、具体的に考える。		
12		"学校の喫緊の課題 2～教師を希望する若者の減少～	教師を志す学生が減少してる現状から、教師のやりがい生き甲斐、ひいては働くことについて考える。		
13		キャリアアップ 1～キャリアを積み重ねていくとはどういうことか～	学校という組織の中での若手の在り方や、中堅の先輩となるためには学び続けることが必要であることなど、具体的に考え理解する。		
14		キャリアアップ 2～キャリアを積み重ねていくとはどういうことか～	自分の進路希望に沿って、自分はどうのようにキャリアアップしていくかを考え、多くの学生とシェアする。		
15		自分のこれからのキャリアアップ	15時間の講義を振り返り、自らの考えが変わった点や新しく持った考え方や生き方などについてまとめる。		
授業外学修時間の目安	本科目は、90時間の学修が必要な内容で構成されている。授業は30時間分(2h×15コマ)となるため、60時間分相当の事前・事後学修(課題等含む)が、授業の理解を深めるために必要となる。				
テキスト	毎時間、資料・プリントを作成し配布する。				
参考文献	学習指導要領と解説 特別活動研究・道徳教育(月刊誌) 日本教育新聞				
履修条件	教員志望または学校教育に興味のある学生				
評価方法・基準	担当教員が指示するレポート・各講義での評価40% 最終レポート60%				
使用言語	「日本語」による授業(スライドを使用した講義形式の授業)				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト(スライドを使用した講義形式の授業。)				

実務経験を
活かした授業

該当 (熊本県の公立学校及び教育委員会に長く勤務した経験を持つ講師が、現場での実務経験を活かして、社会人としての学校との関わり方について講義します。そして、自分の生き方について考えてもらいます。)

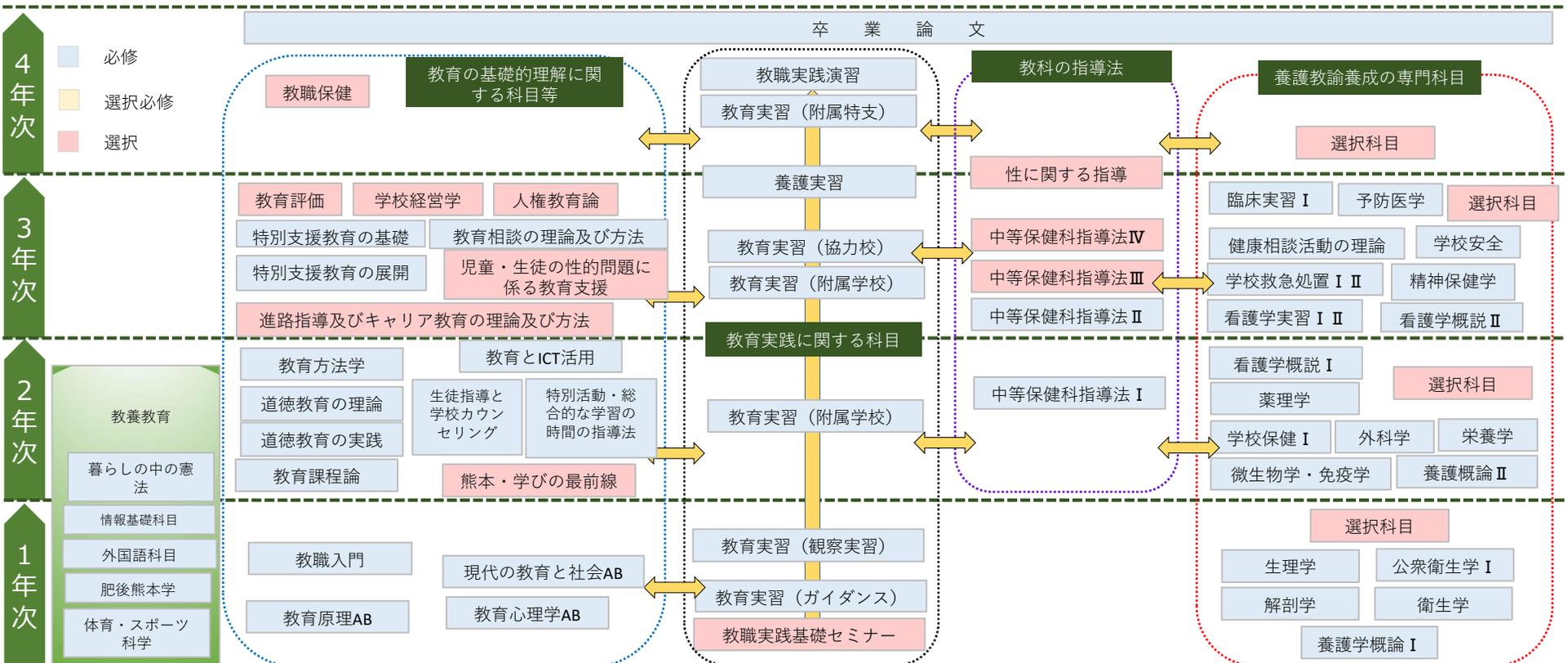
教育学部 養護教諭養成課程 カリキュラムツリー

ディプロマポリシー：教育学部は、幼児・児童・生徒の心身の発達を長期的・連続かつ多面的・多角的な視点から理解し支援するための確かな専門性と、現代社会の複雑で多様な教育課題に柔軟に対応できるしなやかな実践力を兼ね備えた、人間性の豊かな学校教員の養成を目的とします。養護教諭養成課程では、広い視野、深い教養と思いやりの心をもった豊かな人間性を基盤とした養護教諭を養成します。そのために、健康相談活動を含む健康管理、健康教育に必要な知識・技術を修得する養護専門科目、及び発達途上にある子どもたちを専門的立場から理解し、教育方法等の理論と技術を修得する教職専門科目を学びます。これにより養護教諭養成課程では、子どもと教育に対する幅広い関心を持ち、論理的思考力を身に付けた高度の教育実践力、子どもの心身の健康課題への対応力を備えた養護教諭の養成を目標としています。このことを踏まえ、教育学部の学修成果、及び以下に示す大学が定める学修成果を達成すべく編成・実施された教育課程において、教養教育では幅広い分野の知識、分野の特性に応じた知識・能力を身に付けるとともに、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身に付けた者に、学士（教育学）の学位を授与します。

1. 発達途上にある子どもたちの体と心の問題に対して、専門的な立場から理解し、実践的に対応・指導できる。
2. 健康管理、健康教育、健康相談活動に関する専門的知識を身につけ、課題を分析し、解決するために活用できる。
3. 子どもたちの体と心の諸問題を広い視野で多面的に捉え問題を解決することができる。
4. 学校内外の人たちと、協働しながら解決していくためのコミュニケーションができる。

カリキュラムポリシー：1. 教養教育科目については、教員等に求められる資質能力を高めるために、豊かな人間性の基盤となる広い視野と深い教養を身に付ける科目を配置します。
2. 養護教諭に求められる資質能力を高めるために、必要な知識・技術を学ぶ専門科目、及び発達途上にある子どもたちを専門的立場から理解し、教育方法等の理論と技術を修得する教職専門科目等から総合的に学修することができる。
3. 保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動に当たる養護教諭に必要な専門的内容について体系的、段階的、個別的にバランスよく学修することができる。
4. 4年間にわたる学修の集大成として、学生自ら定めた研究課題について取り組む卒業研究

豊かな教養	確かな専門性	創造的な知性	社会的な実践力	グローバルな視野	情報通信技術の活用能力	汎用的な知力
<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理・健康教育の推進に必要な人文科学・社会科学、自然科学・生命科学に対する一般的な知識と理解を持っている。 ・健康管理・健康教育の推進に必要な知を高めていく主体的な学習態度が備わっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の健康課題に取り組むための健康管理・健康教育に関連した、幅広い看護、医学、公衆衛生、保健、健康相談等の基本的知識と技術を身に付けている。 ・保健科教員としての力量を有し、学校現場において児童生徒の心身の健康教育を行う中心的役割を果たす能力を備えている。 ・養護学の前提・基礎となる基本知識・技能を身に付けている。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・文献の読解力を身に付け、その要点をつかめる。 ・分析結果に基づいた論理的考察、概念化能力を身に付けている。 ・情報収集・分析方法を学習し、研究課題設定・解決能力を身に付け、発表・討議により考えを深めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究グループの中で討論し、分かりやすい発表を行うことができる。 ・グループ内討議・発表を行うことができる。 ・児童生徒への対応能力を身に付けている。 ・衛生・公衆衛生教育を通し、市民性・公共心、社会参加意欲を身に付けている。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語の文献を読解し、研究に活用するとともに英語の活用能力を高め、国際的な健康に関する課題、価値観や文化を理解し、国際的な視野の中で考察する力を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究の分析結果及び発表のプレゼンテーション作成を通じて、社会生活に求められる情報通信技術を十分に活用することができる。 ・そのために必要な知識・技能・倫理を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業研究をまとめ論文化していく過程において、文章表現の技能や数的処理能力を身に付けている。 ・国内外問わず様々な文献を精読することができる。 ・調査研究等において、高度なデータの集計や処理の方法について理解している。等



科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
EEZ1-510-42-0	2025通年	教育学部(00210)	1	2	他
科目名(講義題目)			担当教員		
教職実践基礎セミナー(教職実践基礎セミナー)			ハツ塚 一郎, 吉井 貴寿, 藤瀬 泰司, 井福 裕俊, 松瀬 恵司, 田口 浩継, 八幡 英幸, 八幡 彩子, 山本 耕三, 高崎 文子, 菅野 一徳, 中原 雅彦, 中尾 健一郎, 赤木 恭子, 北川 雅浩, 大塚 芳生, 岡崎 伸一		
学修成果とその割合					
1.豊かな教養 ……20% 2.確かな専門性 ……40% 3.創造的な知性 ……10% 4.社会的な実践力 ……30%					
授業の形態	演習				
授業の方法	教員として求められる4つの事項を踏まえ、小学校や中学校等での体験活動と大学内外での体験に基づく省察による往還サイクルによる学習を通して行う。				
授業の目的	教員として求められる4つの事項「①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、②社会性や対人関係能力に関する事項、③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項、④教科・保育内容等の指導力に関する事項」を踏まえ、実践的指導力を有する教員としての自覚と基礎的な資質を育成する。				
学修目標	<p>【A水準】</p> <p>前期：学校・教育現場の観察・体験を通して、現在の学校や教育現場の実態、児童生徒像について理解を深める。後期：学校・教育現場の観察・体験を通して、現在の学校や教育現場の実態、児童生徒像について理解を深める。さらに、1年間の演習を総括して学校体験を多面的に省察し、教育学部における自らの学びに関する課題を明確化する。</p> <p>【C水準】</p> <p>合否判定のためA水準に記載した内容が学習目標の基準となる。</p> <p>前期：学校・教育現場の観察・体験を通して、現在の学校や教育現場の実態、児童生徒像について理解を深める。後期：学校・教育現場の観察・体験を通して、現在の学校や教育現場の実態、児童生徒像について理解を深める。さらに、1年間の演習を総括して学校体験を多面的に省察し、教育学部における自らの学びに関する課題を明確化する。</p>				
授業の概要	オリエンテーションや講義、実践的体験活動を通して、教師に求められる資質・能力や学校教育における教師の役割などについて思考する。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		オリエンテーション	授業の概要および所属グループとグループ担当教員の確認		
2		グループごとの活動(1)	各グループで日時、場所、内容を決めて実施		
3		体験活動ガイダンス	学校体験活動における学び/その他の体験活動における学び/履修のガイダンス		
4		グループごとの活動(2)	各グループで日時、場所、内容を決めて実施		
5		学校体験活動Ⅰの事前指導	学校体験活動Ⅰの目的/体験活動の心構え・ルール/体験活動における学びの意義		
6		学校体験活動Ⅰ	小・中学校における学校体験と省察		
7		学校体験活動Ⅰ	小・中学校における学校体験と省察		
8		グループごとの活動(3)	各グループで日時、場所、内容を決めて実施(学びのポートフォリオの記入ほか)		
9		その他の体験活動	熊本大学教育学部体育祭や熊本県教育委員会から講師を迎えてのICT教育講話/人権教育講話など、その他の体験活動に参加		
10		グループごとの活動(4)	各グループで日時、場所、内容を決めて実施		
11		グループごとの活動(5)	各グループで日時、場所、内容を決めて実施		
12		学校体験活動Ⅱの事前指導	学校体験活動Ⅱの目的/体験活動の心構え・ルール/体験活動における学びの意義		
13		学校体験活動Ⅱ	小・中学校における学校体験と省察		
14		学校体験活動Ⅱ	小・中学校における学校体験と省察		
15		総括と振り返り	教職実践基礎セミナーの振り返りと総括/レポート作成		
授業外学修時間の目安	本演習は90時間の学修が必要な内容で構成されている。授業は30時間分(2h×15コマ)となるため、60時間分相当の事前・事後学修(課題等含む)が、授業の理解を深めるために必要となる。各クラス担任から提示された演習や体験活動の振り返りに取り組むこと。				
テキスト	共通するテキストは特に指定しないが、担当教員によってはグループ活動用のテキストを指定することがある。また、必要に応じて資料を配布するとともに、重要な配付資料については後日、Moodle上でも提供する。				
参考文献	特になし。				
履修条件	児童・生徒と関わる「学校体験活動」および「その他の体験活動」への参加が必須となる(5ポイント以上を取得)。 学校体験活動は、黒髪小学校、桜山中学校を中心に9月と2月に実施する。 その他の体験活動については、対象となる活動を適宜掲示するので、事前申込みを行うとともに、参加後は参加したこと証明書を各学校や主催者から発行してもらう。 体験活動における服装や髪型を含む身なり身だしなみは、教育実習のルールに準ずる。体験活動の前に必ずグループの担当教員と詳細な打ち合わせを完了していること。				
評価方法・基準	体験活動への参加により5ポイント以上を取得しなければならない。また、自己の目標、課題を達成することができたかを、レポートや体験活動への参加状況・態度等で総合的に判断し、「合・否」により評価する。				
使用言語	「日本語」による授業				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト				

実務経験を
活かした授業

非該当

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
EEZ2-500-42-0	2025後期	教育学部(00190)	2, 3, 4	2	他
科目名(講義題目)			担当教員		
教育実践研究指導法演習(フレンドシップ事業)			黒山 竜太, 古賀 竣也		
学修成果とその割合					
1.豊かな教養・・・10% 2.確かな専門性・・・20% 3.創造的な知性・・・10% 4.社会的な実践力・・・40% 6.情報通信技術の活用力・・・10% 7.汎用的な知力・・・10%					
授業の形態	その他				
授業の方法	大学外での体験活動と大学内での体験に基づく省察による往還サイクルによるアクティブラーニング				
授業の目的	種々の体験活動等を通して、子どもたちとふれあい、子どもの気持ちや行動を理解し、実践的指導力の基礎を身につけることができる。				
学修目標	<p>【A水準】 体験学習の次の5つの目標を概ね達成できた。 (1)体験したことをもとに、子どもとかかわる活動を見直し修正できるような「学び」に高めること。 (2)子どもとかかわる活動において、子どもをどう見るかという「子どもを眼を高める」に高めること。 (3)子どもに対する見方・考え方・経験則などの「子ども理解」にかかわる中身・内容を質的に高めること。 (4)子どもに対する愛情に支えられた「温かい子ども理解」ができるようになること。 (5)さらに、体験的活動等を通して体得した実践的な知識や技術を、教育実習等で活かしたり教育に関する専門的知識や技術と統合したりして、教員としての実践的指導力の基礎を身につける。</p> <p>【C水準】 体験学習の次の5つの目標のうち3つの目標を概ね達成できた。 (1)体験したことをもとに、子どもとかかわる活動を見直し修正できるような「学び」に高めること。 (2)子どもとかかわる活動において、子どもをどう見るかという「子どもを眼を高める」に高めること。 (3)子どもに対する見方・考え方・経験則などの「子ども理解」にかかわる中身・内容を質的に高めること。 (4)子どもに対する愛情に支えられた「温かい子ども理解」ができるようになること。 (5)さらに、体験的活動等を通して体得した実践的な知識や技術を、教育実習等で活かしたり教育に関する専門的知識や技術と統合したりして、教員としての実践的指導力の基礎を身につける。</p>				
授業の概要	教育学部学生がボランティアとして、熊本市内の公民館、熊本市教育委員会生涯学習課、熊本県生涯学習推進センター等と連携・協力しながら、子どもとかかわる種々の体験的活動等を自主的・主体的に企画・実施し、体験的活動等を通して、主として公立小・中学校の子どもたちと触れ合い、子どもの気持ちや行動を理解できるようになる。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		1 オリエンテーション (1時間) 2 子どもとかかわる体験とそれに基づく省察 (26時間以上) 3 レポート (2時間) 4 その他の活動(2時間以上)	1 履修説明会 2 -(1)大学外での体験活動(16時間以上) 1)子どもと直接かかわる活動 2)活動の企画・実施・振り返り・報告 2-(2)体験に基づく省察(10時間以上) 1)子どもとかかわる活動の振り返り 2)シンポジウムでの報告とまとめ 3 課題 「子どもの行動やその裏側にある気持ちについて理解できたこと」 4 連携協力機関関係者との打合せ、報告書の作成・編集ほか		
授業外学修時間の目安	(その他の体験活動で2単位のもの) 本科目は、次の4つの活動からなり、90時間の学修が必要な内容で構成されている。 (1)土曜・日曜・祝日のうち、市内公民館他で子どもと実際にかかわる活動に最低2日参加すること。 (2)水曜日6限18:00～20:00に、教育学部で子どもとかかわる活動の企画と活動後の振り返り・報告までの一連の流れを最低2回体験すること。 (3)3月上旬の1日、教育学部で体験報告と課題討議を行う学生自主企画シンポジウムに参加すること。 (4)その他、必要に応じて授業時間外に週1回程度、教育学部内で学生間での打合せと諸連絡を行うこと。				
テキスト	『熊本大学教育学部フレンドシップ事業実施成果報告書』(平成9年度～前年度)より子ども理解に関するエピソードや課題等を抜粋し、必要に応じて随時教材・資料として活用する。				
参考文献	『熊本大学教育学部フレンドシップ事業実施・成果報告書』(平成9年度～前年度)				
履修条件	オリエンテーションを後期のはじめに行うので、掲示等の情報に注意すること。また、保険(財団法人スポーツ安全協会)への加入を義務づける。履修状の留意点は次のとおり。 (1)土曜・日曜・祝日のうち、市内公民館他で子どもと実際にかかわる活動に最低2日参加すること。 (2)水曜日6限18:00～20:00に、教育学部で子どもとかかわる活動の企画と活動後の振り返り・報告までの一連の流れを最低2回体験すること。 (3)3月上旬の1日、教育学部で体験報告と課題討議を行う学生自主企画シンポジウムに参加すること。 (4)その他、必要に応じて授業時間外に週1回程度、教育学部内で学生間での打合せと諸連絡を行うこと。				
評価方法・基準	(1)体験活動状況とレポートにより評価する。 (2)体験活動状況の評価は、(1)大学外での体験活動(最低16時間)と(2)大学内での体験に基づく省察(最低10時間)をもとに、合計時間数が「26時間以上=合格」とする。 (3)レポート課題による評価は、「S=体験した具体的なエピソードをもとに、子どもから学んだことと次の活動で活かされたことの記述がある」「A=体験した具体的なエピソードをもとに、子どもから学んだことの記述がある」「B=体験した具体的なエピソードの記述がある」「C=体験した具体的なエピソード、子どもから学んだこと、次の活動で活かされたことの記述がない」「x=未提出」の基準により評価する。				
使用言語	「日本語」による授業				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト				
実務経験を活かした授業	該当(熊本市内の公民館との連携協力により、子どもとかかわる体験活動を社会教育主事の指導助言のもとで実施する。)				

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
EEZ3-505-41-0	2025前期	教育学部(00200)	3	2	他
科目名(講義題目)			担当教員		
教育臨床体験演習(教育臨床体験演習)			藤中 隆久, 黒山 竜太		
学修成果とその割合					
3.創造的な知性・・・50% 4.社会的な実践力・・・50%					
授業の形態	実習及び実技				
授業の方法	対面授業及びその他の方法				
授業の目的	教育相談や生徒指導に関連して、現代の教育現場における様々な課題の中でもクローズアップされている不登校の児童・生徒の理解と支援に関して体験的に実態を学び、教師としての資質向上を図る。具体的には熊本市との連携事業として行っているユア・フレンド事業での研修と体験活動を通して、教育相談や生徒指導に関しての児童生徒の理解と知識・技能の習得を深める。				
学修目標	<p>【A水準】 教育相談や生徒指導に関連して、現代の教育現場における様々な課題の中でもクローズアップされている不登校の児童・生徒の理解と支援に関して体験的に実態を学び、教師としての資質向上を図る。具体的には熊本市との連携事業として行っているユア・フレンド事業での研修と体験活動を通して、教育相談や生徒指導に関しての児童生徒の理解と知識・技能の習得を深める。</p> <p>【C水準】 教育相談や生徒指導に関連して、現代の教育現場における様々な課題の中でもクローズアップされている不登校の児童・生徒の理解と支援に関して体験的に実態を学び、教師としての最低限の資質向上を図る。具体的には熊本市との連携事業として行っているユア・フレンド事業での研修と体験活動を通して、教育相談や生徒指導に関しての最低限の児童生徒の理解と知識・技能の習得を深める。</p>				
授業の概要	熊本市教育委員会と『教育学部が連携しておこなっているユア・フレンド事業の体験活動と活動のまとめを通して得られた体験的知識の習得につとめる。				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		活動内容の確認	1. ユア・フレンド登録時の事前研修 (1.5コマ) ユア・フレンド事業の概要、不登校児の理解と支援法についての概論を学ぶ。		
2		活動体験 1	2. 過去2年間の意見交換会等の研修会への出席 (前期は9月末頃、後期は11月末頃実施) 各1.5コマ×4回 計6コマ プライバシーの保護に留意しながら、各人の体験したことや得たことを小集団討議を行いながら情報交換し、共有知識や技能を深める。		
3		活動体験 2	3. 活動体験とその記録 (6コマ相当) 実際の活動については、その都度概要や1ヶ月ごとに日時や頻度等について、プライバシー保護に留意しながら所定の様式に基づいて活動記録を作成する。		
4		活動体験 3	4. レポート提出 (1.5コマ) 注: 1.は1年目のみ、2.と3.は1,2年目実施で各6コマ、4.は2年目に実施		
5		活動体験 4	活動体験を重ね、学びを深める		
6		活動体験 5	活動体験を重ね、学びを深める		
7		活動体験 6	活動体験を重ね、学びを深める		
8		活動体験 7	活動体験を重ね、学びを深める		
9		活動体験 8	活動体験を重ね、学びを深める		
10		活動体験 9	活動体験を重ね、学びを深める		
11		活動体験 10	活動体験を重ね、学びを深める		
12		活動体験のまとめ 1	活動体験をレポートにまとめる		
13		活動体験のまとめ 2	活動体験をレポートにまとめる		
14		活動体験のまとめ 3	活動体験をレポートにまとめる		
15		活動体験のまとめ 4	活動体験をレポートにまとめる		
授業外学修時間の目安	本科目は、90時間の学修が必要な内容で構成されている。授業は30時間分となるため、60時間分相当の事前・事後学修(課題等含む)が、授業の理解を深めるために必要となる。				
テキスト	ユア・フレンド事業手引書 他				
参考文献	河合隼雄編著「不登校」金剛出版。東山紘久・藪添龍一著「学校カウンセリングの実際」創元社。等 H14.7.29 中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/001/020702a.htm) H15.4.11 不登校問題に関する調査研究協力者会議報告「今後の不登校への対応のあり方について(報告)」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2003/03041134.htm)				
履修条件	教育学部3年生以上でユア・フレンド事業に2年以上携わっている学生				
評価方法・基準	ユア・フレンド活動体験の評価は、2年間以上の活動の積み上げ方式で、履修登録は認定を希望する3年次か4年次の4月に行う。 評価については授業内容の1.~2.に関するレポートや活動状況、3.に関するユア・フレンド活動記録簿の作成提出状況、及び4.最終レポート等を基に累加的・総合的に評価する。				
使用言語	「日本語」による授業				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト				
実務経験を活かした授業	非該当				

○熊本大学進路支援委員会規則

(平成16年4月1日規則第127号)

改正	平成17年3月31日規則第100号	平成17年7月12日規則第116号
	平成22年9月30日規則第215号	平成24年12月27日規則第127号
	平成28年3月31日規則第205号	平成30年3月22日規則第77号
	平成31年3月29日規則第99号	令和6年3月27日規則第95号
	令和6年4月25日規則第211号	

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学大学教育統括管理運営機構規則（平成28年5月26日制定）第20条第2項の規定に基づき、熊本大学進路支援委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学教育統括管理運営機構長（以下「機構長」という。）
- (2) 文学部、法学部及び大学院社会文化科学教育部の学生の就職に関する委員会(当該委員会を置かない学部等にあつては、就職に関する担当教員。次号から第5号までにおいて同じ。)から選出された者 3人
- (3) 教育学部及び大学院教育学研究科の学生の就職に関する委員会から選出された者 1人
- (4) 理学部、工学部、情報融合学環及び大学院自然科学教育部の学生の就職に関する委員会から選出された者 2人
- (5) 医学部、薬学部、大学院医学教育部、大学院保健学教育部及び大学院薬学教育部の学生の就職に関する委員会から選出された者 3人
- (6) 大学教育統括管理運営機構の専任教員のうちから選出された者 1人
- (7) 学生支援部長
- (8) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号から第6号まで及び第8号の委員は、機構長が委嘱する。

3 第1項第2号から第6号まで及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第2号から第6号まで及び第8号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の就職支援に関すること。
- (2) 学生の進路相談に関すること。
- (3) その他進路支援に関し委員長が必要と認めた事項
(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員会に、専門委員会、部会及びワーキンググループを置くことができる。

2 専門委員会、部会及びワーキンググループに関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生支援部就職支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 熊本大学医療技術短期大学部が存続する間は、第1条中「(以下「本学」という。)」を「(熊本大学医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。)」として、この規則を適用する。

3 熊本大学医療技術短期大学部が存続する間は、第2条第1項第2号の規定にかかわらず、熊本大学医療技術短期大学部の就職に関する担当教員1人を同号の委員として加えるものとする。

附 則(平成17年3月31日規則第100号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月12日規則第116号)

この規則は、平成17年7月12日から施行する。

附 則(平成22年9月30日規則第215号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月27日規則第127号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第205号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規則第77号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第99号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第95号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月25日規則第211号)

この規則は、令和6年4月25日から施行する。

○熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター規則

(令和4年2月24日規則第15号)

改正 令和6年2月6日規則第12号 令和6年3月27日規則第140号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第8条の5第3項の規定に基づき、熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、熊本大学(以下「本学」という。)における教職課程の充実及び質の向上を推進するとともに、熊本県内の教育行政組織、教職課程を置く他大学等(以下「関係機関」という。)との連携を強化することにより、地域における初等中等教育の発展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職課程の全学的運営方針の立案及び内部質保証に関すること。
- (2) 教職課程のカリキュラム編成方針の策定に関すること。
- (3) 関係機関との連携に関すること。
- (4) 教職実践科目の計画及び運営に関すること。
- (5) 学校教員への就職に関する指導その他の教職指導の計画及び運営に関すること。
- (6) 学校教員の資質及び能力の向上の支援に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(部門)

第4条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) 教職企画調整部門
- (2) 教員養成部門
- (3) 地域連携・教職支援部門

(職員)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 併任教員
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、大学教育統括管理運営機構長(以下「機構長」という。)をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(副センター長)

第7条 副センター長は、教育学部副学部長から機構長が指名する者及び大学教育統括管理運営機構(以下「機構」という。)の専任の教員から機構長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

3 副センター長(機構の専任の教員である者に限る。次項において同じ。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 副センター長に欠員が生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(併任教員)

第8条 併任教員は、本学の専任の教員であつて、教職課程において教育を担当するものから、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

(部門長)

第9条 各部門に部門長を置き、併任教員から機構長が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、部門の業務を総括する。

(管理運営)

第10条 センターの管理運営は、大学教育統括管理運営機構教育管理委員会において行う。

(教職運営委員会)

第11条 センターに、教職課程に関する実務的事項を審議するため、教職運営委員会を置く。

2 教職運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第12条 部門に、専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 センターの事務は、教職課程を置く学部若しくは学環又は大学院研究科若しくは大学院教育部の事務をつかさどる各課の協力を得て、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月6日規則第12号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第140号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター地域連携・教職支援部門専門委員会細則

(令和6年2月6日細則第5号)

(趣旨)

第1条 この細則は、熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター規則（令和4年2月24日制定）第12条第2項の規定に基づき、熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター地域連携・教職支援部門専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 地域連携・教職支援部門長
- (2) 文学部及び理学部から選出された教員 各2人
- (3) 工学部又は情報融合学環から選出された教員 2人
- (4) 教育学部厚生・就職委員会委員長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、大学教育統括管理運営機構長が委嘱する。

3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第2号、第3号及び第5号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 専門委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職への就職に係る関係機関との連携に関すること。
- (2) 教職指導の計画及び運営に関すること。
- (3) その他地域連携及び教職支援に関し必要な事項

(委員長)

第4条 専門委員会に、委員長を置き、地域連携・教職支援部門長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を専門委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、議事の内容を教職運営委員会に報告するものとする。

(事務)

第8条 専門委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。